

自立と社会参加のために

# 障害者の福祉ガイド



氷見市市民部福祉介護課

令和8年6月改訂

## はじめに

障害者基本法において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。」との理念が条文に明記され、障害者差別解消法に基づき、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している「社会的障壁」を取り除くための合理的な配慮が国民に求められ、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を目指しています。（令和6年4月1日より行政機関だけでなく民間事業者の合理的配慮の提供についても義務化されました。）

氷見市では、今年度、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）を、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援等を提供する体制整備を目的に策定することとしています。引き続き「認め合い 支え合い 絆が深まるまち ひみ」を目指す福祉社会像として、地域の中で、自分らしく安心して自立した生活を営むことができる「地域共生社会」の実現に向け、障害福祉サービスの提供や就労支援など、ライフステージに合わせた切れ目ないサービスの提供体制の整備に取り組んでまいります。

このガイドは、心身に障害のある方が利用できるサービスや相談窓口等について簡単にまとめたものです。様々な制度・サービスの全てが掲載されているわけではありませんが、社会参加の契機や支援の一助となれば幸いに存じます。

令和8年6月

氷見市社会福祉事務所長

### ご利用にあたって

本書で紹介している各種制度・サービスに関する詳細は、必ず担当窓口へお問い合わせください。

内容は、発行時点のもので、今後変更されるものもありますので、ご注意ください。

# 目 次

1	身体障害者手帳について	1
2	療育手帳について	2
3	精神障害者保健福祉手帳について	3
4	精神保健福祉事業について	4
5	難病等の方の障害福祉サービスについて	5
6	相談窓口について	
(1)	相談支援	6
	◆ふくし相談サポートセンター（基幹相談支援センター）	7
(2)	身体障害者相談員	8
(3)	知的障害者相談員	8
(4)	発達障害について	9
(5)	高次脳機能障害について	10
(6)	難病について	10
(7)	ひきこもりについて	10
(8)	関係官庁の相談窓口	11
(9)	氷見市こども家庭センターについて	12
(10)	地域包括支援センターについて	12
(11)	福祉用具や住宅改修に関する相談について	13
(12)	成年後見制度について	13
(13)	法的トラブルについて	13
(14)	多重債務について	13
(15)	障害者虐待防止について	14
7	手当・年金について	
(1)	特別障害者手当	15
(2)	障害児福祉手当	16
(3)	福祉手当（経過措置分）	16
(4)	在宅ねたきり高齢者等福祉金	17
(5)	重度心身障害者等介護手当	17
(6)	障害児福祉金	18
(7)	心身障害者福祉金	19
(8)	心身障害者扶養共済制度	20
(9)	障害基礎年金、障害厚生年金	21
(10)	特別児童扶養手当	22

## 8 医療費の助成と健康管理について

(1) 自立支援医療	23
(2) 後期高齢者医療制度	26
(3) 重度心身障害者等医療費助成	27
(4) 家庭訪問	35
(5) 訪問看護	35
(6) 難病の医療費助成	36
1) 特定医療費（指定難病）	36
2) 特定疾患治療研究事業	36
3) 先天性血液凝固因子障害等	37
4) 小児慢性特定疾病	37

## 9 日常生活を容易にするために

(1) 補装具費の支給	38
(2) 日常生活用具の給付	39
(3) 軽度中等度難聴児の補聴器購入費の助成について	40
(4) 在宅重度身体障害者住宅改善	40
(5) 車いすの貸与	41
(6) 高齢者・障害者住宅整備資金貸付	41
(7) 障害福祉サービス	42
(8) 移動支援	47
(9) 日中一時支援	47
(10) 地域活動支援センター	48
(11) 訪問入浴サービス	49
(12) 寝具洗濯乾燥消毒サービス	49
(13) 調髪サービス	49
(14) 紙おむつの支給	50

## 10 社会参加・生きがい活動について

(1) 身体障害者自動車改造費助成	51
(2) 自動車操作訓練費の助成	52
(3) 福祉タクシー	53
(4) 声のおたよりサービス	53
(5) 車いすガイド情報	54
(6) 富山県ゆずりあいパーキング利用証制度	55
(7) 行事・活動の紹介	57

## 11 介護保険について

## 12 税の控除と減免について

(1) 所得税・市民税等	59
(2) 自動車税	61
(3) 軽自動車税	62
(4) 「マル優」及び「特別マル優」制度	63

## 13 公共料金の割引等について

(1) JRの旅客運賃割引	64
(2) 航空運賃の割引	65
(3) 私鉄(バス、電車)運賃の割引	65
(4) タクシー運賃の割引	65
(5) 有料道路における障害者割引	66
(6) NHK放送受信料の減免	67
(7) 携帯電話基本使用料の割引	67
(8) NTT無料番号案内	68
(9) 郵便料金の減免	68
(10) 市内の施設の入場料等の減免	68
(11) 県立施設の観覧料等の減免	69

## 14 福祉関係機関・団体

(1) 障害者関係団体	70
(2) 障害関係ボランティア団体	70
(3) 福祉の店	71

## 障害程度別該当サービス等一覧

### 身体障害者手帳程度等級表

# 1 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、各種福祉制度上の支援を受ける場合はもちろん、税の減免、鉄道運賃の割引など各種の制度（P.59～69）を利用するための、いわば身体障害者の証票です。平成22年4月から肝臓機能障害が追加されました。

障害の種類（6級以上から身体障害者手帳が交付されます。）

視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	
肢体不自由	音声・言語・そしゃく機能障害		
内部障害	心臓機能障害	腎臓機能障害	呼吸器機能障害
	肝臓機能障害	ぼうこう・直腸機能障害	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害		

※巻末に程度等級表があります。

## ①初めて申請する場合

以下のものを持参のうえ、氷見市福祉介護課窓口でお手続きください。

- 身体障害者手帳交付申請書（福祉介護課で配布）
- 指定医による診断書（福祉介護課で配布）
- 無帽上半身の写真（縦4cm、横3cm）
- 委任状（福祉介護課で配布。必要な場合のみ）

## ②再交付申請について

ア) 障害の程度が変わったとき

- 身体障害者手帳再交付申請書（福祉介護課で配布）
- 指定医による診断書（福祉介護課で配布）
- 無帽上半身の写真（縦4cm、横3cm）

イ) 汚損・破損し使用に耐えないとき、紛失したとき

- 身体障害者手帳再交付申請書（福祉介護課で配布）
- 無帽上半身の写真（縦4cm、横3cm）
- 身体障害者手帳（汚損・破損の場合）
- 委任状（福祉介護課で配布。必要な場合のみ）

## ③手帳の返還について

障害の状態でなくなった、手帳の交付者が亡くなった等資格を喪失した場合、手帳を持参のうえ、氷見市福祉介護課でお手続きください。

## ④転出又は転入した場合

〈氷見市から転出する場合〉

届け出の必要はありません。転出先の市町村窓口でお手続きください。

〈氷見市へ転入した場合〉

手帳を持参のうえ、氷見市福祉介護課でお手続きください。

※申請の際、個人番号（マイナンバー）の記載及び提示等が必要です。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## 2 療育手帳について

療育手帳とは、知的障害児（者）が一貫した指導、相談や各種福祉制度上の支援など（P.59～69）を受けやすくするための制度で、富山県では昭和49年3月から制度化されています。

富山県障害者相談センター又は児童相談所において判定が行われ、原則2年ごと（18歳以上は10年ごと）に障害程度の確認が行われます。

### 知的障害者福祉法の知能指数による判定区分

療育手帳	A（重 度）	B（中・軽度）
	I Q 3 5 以下	I Q 7 5 以下

知能指数（IQ）＝ {知能年齢（月数）÷生活年齢（月数）} ×100

[申請に必要なもの]

#### ①初めて申請する場合

氷見市福祉介護課で面接が必要になります。面接日を予約されたのち、以下のものを持参のうえ、氷見市福祉介護課でお手続きください。

- 療育手帳交付申請書 <福祉介護課で配布>
- 無帽上半身の写真（縦4cm、横3cm）
- 発達期の状況がわかるもの（母子手帳、学校の通知表、病院の診断書など）
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

#### ②更新（再交付）申請について

ア) 更新（再判定）のとき

- 療育手帳更新（再交付）申請書 <福祉介護課で配布>
- 療育手帳更新（再交付）に係る調査書 <福祉介護課で配布>
- 無帽上半身の写真（縦4cm、横3cm）
- 療育手帳
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

イ) 汚損・破損により使用に耐えないとき、紛失したとき

- 療育手帳更新（再交付）申請書 <福祉介護課で配布>
- 療育手帳更新（再交付）に係る調査書 <福祉介護課で配布>
- 無帽上半身の写真（縦4cm、横3cm）
- 療育手帳（汚損・破損の場合）
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

#### ③手帳の返還について

障害の状態でなくなった、手帳の交付者が亡くなった等資格を喪失した場合、手帳を持参のうえ、氷見市福祉介護課でお手続きください。

※申請の際、個人番号（マイナンバー）の記載および提示が必要です。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### 3 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のため、日常生活や社会生活への制約がある方を対象とした手帳です。この制度は、平成7年10月から始まったもので、精神障害者の自立や社会復帰、社会参加の促進を図るために設けられたものです。また、手帳の交付を受けた方は、さまざまな福祉制度上の支援を受けることができます。

#### ① 対象者

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方

※統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象ですが、知的障害は含みません。

#### ② 障害の等級

等級	程 度
1 級	精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。 国民年金の障害基礎年金の1級と同程度。
2 級	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のもの。 国民年金の障害基礎年金の2級と同程度。
3 級	精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。 厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

#### ③ 有効期限

手帳の有効期限は交付日から2年です。2年ごとに更新の手続きが必要となります。

[申請に必要なもの]

- 申請書（福祉介護課で配布）  
※診断書部分に記載が必要。ただし、精神障害を理由として障害年金を受給している場合、以下のものにより診断書の記載を省略できます。
  - 障害年金の年金証書（写しも可）
  - 年金振込通知書（直近のもの）
- 照会同意書（福祉介護課で配布）
- 写真（縦4cm、横3cm）
- マイナンバーがわかるもの

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## 4 精神保健福祉事業について

### ① こころの悩み相談について

厚生センターでは、医療機関への受診や生活の問題、社会への参加支援について、保健師や必要に応じて精神科医師が相談を受けています。また、必要な方に家庭訪問したり、病院や関係機関と協力したりして支援しています。

【問い合わせ】 富山県高岡厚生センター氷見支所 ☎74-1780

### ② 精神障害者家族教室

[対 象] ・統合失調症患者のご家族

[活 動] ・年間1回程度。日程は下記にお問い合わせください。

[活動内容] ・悩みや不安を話し合い、家族同士の交流を図る。  
・精神障害についての理解を深める。  
・家族としての対応方法を学ぶ。

【問い合わせ】 富山県高岡厚生センター氷見支所 ☎74-1780

### ③ こころの健康相談について

対人関係やストレスなどの心の健康について公認心理師や保健師が相談を受けています。必要に応じて、家庭訪問を実施したり、関係機関と協力して支援します。ご本人が来所できない場合にはご家族や身近な方の相談にも応じます。費用はかかりません。

・こころの健康相談会 年間6回（要予約）

日程は広報ひみ、市ホームページでご確認ください。

\*相談会のほかにも随時相談を受けています。

【問い合わせ】 氷見市健康・医療対策課 ☎74-8414

## 5 難病等の方の障害福祉サービスについて

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」では、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害サービス等※の受給が可能となりました。

市福祉介護課窓口にて支給申請後、障害支援区分の認定や支給認定の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できます。

※障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具費の支給及び地域生活支援事業。

障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

※対象疾患一覧は厚生労働省のHPなどで確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/>

[申請に必要なもの]

- 対象疾患に罹患していることがわかる証明書  
(診断書又は特定医療費(指定難病)受給者証等)
- 障害者手帳(交付を受けた人)

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## 6 相談窓口について

障害に関する様々な相談に応じるため、各種窓口が設置されています。

### (1) 相談支援について

障害者の福祉に関するいろいろな問題について、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待防止やその早期発見のために関係機関と連絡調整を行う等の障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 【相談内容】

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、サービス等利用計画の作成、相談等）
  - 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
  - 社会生活力を高めるための支援                      ○ ピアカウンセリング
  - 権利擁護のために必要な援助                      ○ 専門機関の紹介
  - 地域移行支援・地域定着支援
- 等

#### 氷見市が委託している相談支援事業者

##### 【主に身体障害について】

##### 氷見市障害者福祉センター「我家（わぎえ）」

住所：氷見市幸町34番13号

電話：0766-74-0334

##### 【主に知的障害について】

##### こもれびの里相談支援センター

住所：氷見市鞍川1855番地

電話：0766-73-7743

##### 【主に精神障害について】

##### 安靖氷見共同作業所

住所：氷見市阿尾95番地

電話：0766-74-5600

##### サル〜ン なぎ

住所：氷見市幸町24番16号

電話：0766-75-4144

##### 【主に障害児について】

##### 相談支援事業所 ひだまり

住所：氷見市北大町15番19号

電話：0766-74-0118

##### 相談支援事業所 つむぎ

住所：氷見市窪550番地1

電話：090-1636-0269

## 障害者基幹相談支援センター

ふくし相談サポートセンター(市役所庁舎内)

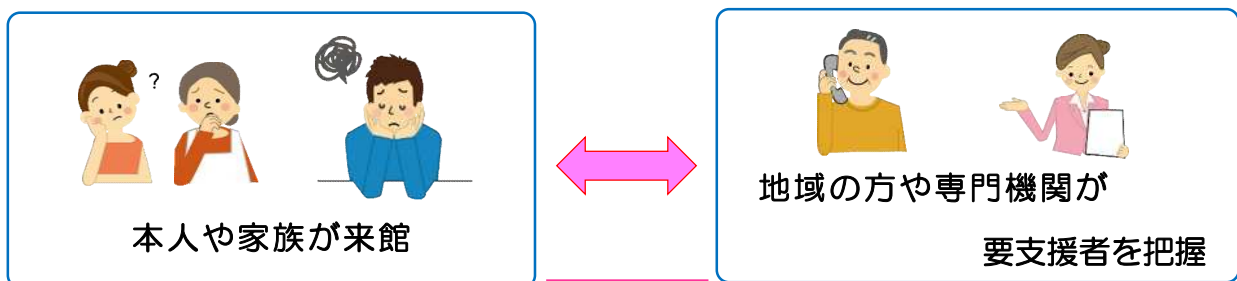
住所：氷見市鞍川 1060 番地 電話：0766-30-2937

- 【業務内容】
- ・総合的・専門的な相談支援
  - ・権利擁護の取り組み
  - ・相談支援事業者への専門的指導、助言
  - ・相談機関との連携強化

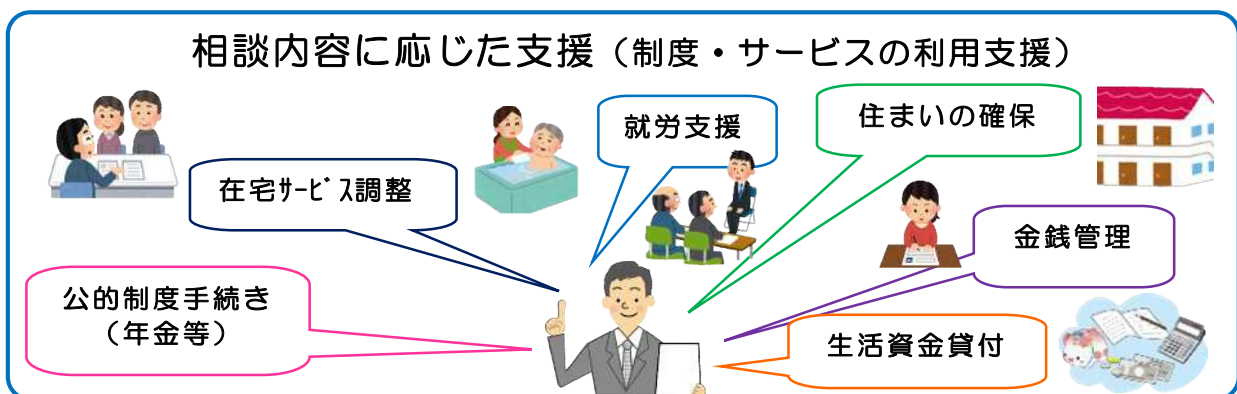
## ふくし相談サポートセンターとは

福祉の総合相談窓口として、「どこに相談に行けばよいかわからない」「制度にあてはまらない」「重複する課題を抱えている」などの相談に、市と市社会福祉協議会のスタッフが対応しています。また、障害者の基幹相談支援センターとして、市内の相談支援の中核機能を担っています。

## 相談支援の流れ



ふくし相談サポートセンター(氷見市役所内)へ相談



【問い合わせ】 ふくし相談サポートセンター ☎30-2937

## (2) 身体障害者相談員

身体に障害のある方の生活・福祉・医療等の各種相談に応じるため、身体障害者相談員を設置しています。相談ごとがありましたら、お近くの相談員までご連絡ください。

令和8年4月1日現在

氏名	障害区分	電話
布尾 英二	視 覚	91-1846
屋敷 誠司		090-1635-0795
南 きみ子	聴 覚	91-0437
裏 ちか子	肢 体	91-2581
高木 陽子		91-6465
向山 幸子		72-4726
九澤 みさ子		91-0503
浮橋 眞里子		91-0656
久保 武雄		76-1976
開 将吉		91-3859
山下 重治		91-0391
磯辺 富次		72-5660
日詰 和子	内 部	78-1472
大屋 昭一		91-6091

## (3) 知的障害者相談員

知的障害者またはその保護者から各種の相談に応じ、必要な指導助言を行うため、知的障害者相談員を設置しています。

令和8年4月1日現在

氏名	電話
小川 隆	0766-72-0790
瀬戸 ちか子	0766-91-6234

#### (4) 児童に関する相談について（発達障害児・医療的ケア児等）



##### 1. 氷見市子ども発達サポートセンター「くるむ」

市内にお住まいの18歳までのお子さんの発達に関する相談に応じ、支援を行います。

日 時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日・年末年始を除く

場 所：氷見市いきいき元気館3階（氷見市中央町12番21号）

電 話：0766-74-8460、0766-30-7201

スタッフ：保育士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、教育相談員

##### 2. 相談支援事業所「ひだまり」

市内にお住いの18歳までのお子さんで、発達障害のある方に関するご相談に応じます。

日 時：月曜日～金曜日 午前9時～午後3時

電 話：0766-74-0118

住 所：氷見市北大町15番19号

（放課後等デイサービス キッズサポートなないろ内）

##### 3. 相談支援事業所「つむぎ」

市内にお住いの18歳までのお子さんで、発達障害のある方に関するご相談に応じます。

日 時：月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

電 話：090-1636-0269

住 所：氷見市窪550番地1（放課後等デイサービス しおり内）

##### 4. 相談支援事業所「こもれびの里相談支援センター」

発達障害（知的）がある又は気になる児童の方について、こもれびの里相談員がご相談に応じます。

日 時：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

電 話：0766-73-7743

住 所：氷見市鞍川1855番地（こもれびの里）

##### 5. 氷見市障害者福祉センター「我家（わぎえ）」

医療的ケア児や重症心身障害児の方に関するご相談に応じます。

日 時：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時【要予約】

電 話：0766-74-0334

住 所：氷見市幸町34番13号（氷見市障害者福祉センター「我家」）

##### 6. 富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」

県内にお住まいの発達障害のある方、家族、その他関わる全ての方のための専門機関です。

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時※祝日・年末年始を除く

電 話：076-438-8415

住 所：〒931-8517 富山市下飯野36番地

（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内）

## (5) 高次脳機能障害について

高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害のある方とその家族のご相談に応じます。

場 所：富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内  
〒931-8517 富山市下飯野36番地

受 付：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝祭日を除く）

予 約：必要（事前のお電話をお願いいたします。）

問合せ：076-438-2233

## (6) 難病について

富山県難病相談・支援センター

時 間：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分  
土曜日 午後1時～午後4時

場 所：富山県総合福祉会館内 サンシップとやま5階  
〒930-0094 富山市安住町5-21

問合せ・相談：076-432-6577

## (7) ひきこもりについて

富山県ひきこもり地域支援センター

時 間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後0時  
午後1時～午後5時  
（祝日及び年末年始を除く）

場 所：富山県心の健康センター内  
〒939-8222 富山市蜷川459-1

問合せ・相談：076-428-0616

**(8) 関係官庁の相談窓口**

氷見市役所（氷見市鞍川1060番地）

課・係	電話	内容
福祉介護課	74-8111	福祉全般
障害者支援担当	74-8113	障害者福祉
長寿生活支援担当	74-8111	住宅整備資金貸付、生活保護
介護保険担当	74-8066	介護保険
市民課		
生活相談担当	74-8010	法的トラブル、多重債務
保険年金担当	74-8061	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金
子育て支援課	74-8117	特別児童扶養手当
税務課	74-8041	市民税の控除、軽自動車税の減免
選挙管理委員会事務局	74-8025	不在者投票、郵送投票

## 市 内

名 称	電 話	所 在 地	内 容
氷見市健康・医療対策課	74-8062	氷見市中央町 12 - 21	住民健診等
富山県高岡厚生センター氷見支所	74-1780	氷見市幸町 34 - 9	指定難病、特定疾患、精神保健、小児慢性特定疾病等
氷見訪問看護ステーション	72-1221	氷見市鞍川 1 1 3 0	看護師が訪問し、医師の指示に基づいて看護を行う。
氷見市社会福祉協議会	74-8407	氷見市鞍川 975	ボランティアの育成・登録・派遣、生活福祉金等
氷見市立図書館	74-8226	氷見市本町 4 - 9	点字図書、録音テープ等の郵送貸出等

## 市 外

名 称	電 話	所 在 地	内 容
富山県障害福祉課	076-444-3211	富山市新総曲輪 1 - 7	関係機関の指導等
富山県障害者相談センター	076-438-5560	富山市下飯野 3 6	身体障害者手帳、更生医療、補装具、療育手帳、施設入所等の適否・判定等
富山県高岡児童相談所	0766-21-2124	高岡市赤祖父 172-1	18歳未満の児童の相談、障害児の福祉
日本年金機構高岡年金事務所	0766-21-4180	高岡市中川園町 11-20	障害厚生年金等
富山県総合県税事務所自動車税センター	076-424-9211	富山市新庄町馬場 39-6	自動車税、自動車取得税の減免等
高岡税務署	0766-21-2501	高岡市博労本町 5-30	所得税等の控除・減免等
富山県心の健康センター	076-428-1511	富山市蜷川 459-1	精神障害者等の指導・相談等

### (9) 氷見市こども家庭センターについて

妊産婦や0歳から18歳までのこどもとその家族の抱える様々な悩みや困り事に対し、電話や面談、家庭訪問など様々な方法で相談を受け付けています。お子さん自身や関係機関、地域の方も相談できます。

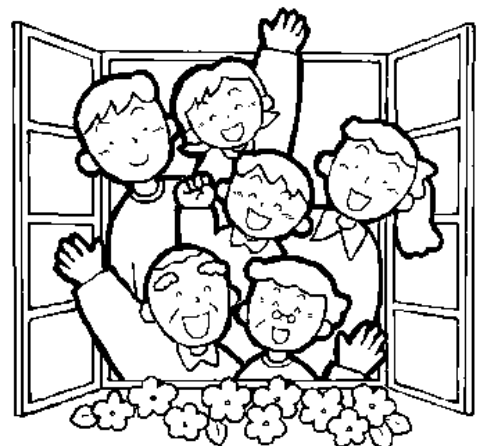
場 所：氷見市鞍川1060番地（氷見市役所子育て支援課内）  
電 話：0766-30-2978

### (10) 地域包括支援センターについて

高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターが地域ごとに窓口を設けています。専門の相談員が高齢者の介護予防や日常生活でお困りのことについて相談を受け付けています。

氷見市地域包括支援センター（鞍川1060番地 ☎74-8067）

各地域包括支援センター相談窓口		住 所	電 話
ふるさと病院	氷見地域	鞍川 1878-1	74-7061
	朝日丘、東、加納		
はまなす苑氷見	南条地域	島尾 791	91-7700
	窪、宮田、十二町、 布勢、神代、仏生寺		
エルダーヴィラ 氷見	上庄谷地域	余川 50	72-5900
	上庄、熊無、速川、 久目、余川		
つまま園	灘浦地域	阿尾 410	72-2685
	稲積、碁石、八代、 阿尾、藪田、宇波、女良		



### (1 1) 福祉用具や住宅改修に関する相談について

とやま介護テクノロジー普及・推進センター

時 間：午前9時～午後5時

※休館日は月曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始

場 所：富山県総合福祉会館（サンシップとやま内）2階

〒930-0094 富山市安住町5-21

問合せ：076-432-6305

### (1 2) 成年後見制度について

成年後見制度についての相談を行っています。

名 称	呉西地区成年後見センター
場 所	高岡市清水町1-7-30 高岡市社会福祉協議会館2階
時 間	8:30~17:15 (土日、祝日・年末年始はお休み)
問い合わせ	0766-92-0810

### (1 3) 法的トラブルについて

法的トラブルや成年後見制度についての相談を行っています。

名 称	法テラス富山
場 所	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1階
時 間	毎週水曜日 13:30~16:30
料 金	下記までお問い合わせください
問い合わせ	0570-078351（受付時間：平日9:00~17:00）
備 考	事前電話予約制

### (1 4) 多重債務について

多重債務に関する相談窓口を開設しています。

名 称	氷見市消費生活相談窓口（市民課）
場 所	氷見市鞍川1060番地
時 間	9:30~16:00 (土日、祝日、年末年始は相談を行っていません。)
料 金	無 料
問い合わせ	0766-74-8010

## (15) 障害者虐待防止について

障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進のため、障害者に対する虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護、自立支援などを行う、「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日から施行されました。

### ■ 障害者虐待にあたる行為

身体的虐待	暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要をすること。
心理的虐待	脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をせず、身体・精神状態を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。

### ■ 障害者虐待の種類

障害者虐待の種類	内容	相談・通報窓口
養護者による虐待	身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待	氷見市福祉介護課
障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待	氷見市福祉介護課
使用者による虐待	障害者を雇用する事業主等による虐待	氷見市福祉介護課 又は 富山県障害者権利擁護センター

### ■ 相談・通報窓口

名称	電話（日中）	電話（夜間）
氷見市福祉介護課 （氷見市障害者虐待防止センター）	74-8113	74-8100
富山県障害者権利擁護センター （富山県厚生部障害福祉課内）	076-444-3959	080-8695-3726

## 7 手当・年金について

重度の障害のある方に対し、その重度の障害ゆえに生じる特別の負担の一助として手当等を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図ることを目的とします。

### (1) 特別障害者手当について

20歳以上で、重度の精神の障害（概ねIQ35以下）又は重度の身体障害（概ね身体障害者手帳2級程度）が重複するため、日常生活において常時特別な介護が必要な方を対象とします。

手 当 額	月額 30,450円（令和8年4月現在）
支 給 方 法	2月、5月、8月及び11月にそれぞれの月の前月までの分をまとめて口座に振り込みます。
支給の制限	本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までその支給が停止されます。

[申請に必要なもの]

- 認定請求書（福祉介護課で配布）
- 所得状況届（福祉介護課で配布）
- 認定診断書（福祉介護課で配布）
- 身体障害者手帳（交付を受けた人）
- 本人名義の口座
- 委任状（福祉介護課で配布。必要な場合のみ）
- 年金証書、恩給証書（受けている人）
- 前年に受給した年金額、恩給額のわかるもの  
（例：年金の源泉徴収票、振込記載のある通帳）

ただし、次の方は、支給の対象となりません。

- ◆障害者支援施設、介護老人福祉施設等の施設に入所している。
- ◆病院、介護老人保健施設等に継続して3カ月を超えて入院（所）している。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (2) 障害児福祉手当について

20歳未満で、重度の障害（概ねIQ20以下又は身体障害者手帳2級程度）のため、日常生活において常時特別な介護が必要な方を対象とします。

手 当 額	月額 16,560円 (令和8年4月現在)
支 給 方 法	2月、5月、8月及び11月にそれぞれの月の前月までの分をまとめて口座に振り込みます。
支給の制限	本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まではその支給が停止されます。

[申請に必要なもの]

- 認定請求書（福祉介護課で配布）
- 所得状況届（福祉介護課で配布）
- 認定診断書（福祉介護課で配布）又は身体障害者手帳
- 本人名義の口座
- 委任状（福祉介護課で配布。必要な場合のみ）

ただし、次の方は、支給の対象となりません。

- ◆障害を支給事由とする年金等の支給を受けている。
- ◆児童福祉施設等の施設に入所している。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (3) 福祉手当（経過措置分）について

昭和61年3月31日まで従前の福祉手当を受給していた20歳以上の方で、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない方は、引き続き支給要件に該当する間に限り福祉手当が支給されます（手当額、支給方法及び支給の制限については、障害児福祉手当と同じです）。

ただし、次のいずれかに該当した場合、受給資格がなくなります。

- ◆障害を支給事由とする年金等又は特別障害者手当の支給を受けた。
- ◆介護老人福祉施設等の施設に入所した。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

#### (4) 在宅ねたきり高齢者等福祉金について

65歳以上で介護保険にて、要介護4又は5と認定された在宅高齢者等が対象です。

福祉金額	月額 5,000円 (年額 60,000円)
支給方法	9月及び3月にそれぞれの月までの分をまとめて口座に振り込みます。
支給の制限	本人、配偶者又は生計中心者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて一定額以上であるときは、その年の4月から翌年の3月までその支給が停止されます。

[申請に必要なもの]

- 在宅ねたきり高齢者等福祉金支給申請書  
(ケアマネジャー等の証明欄があります。)

ただし、次のいずれかに該当する方は、支給の対象となりません。

- ◆特別障害者手当又は福祉手当の支給を受けている。
- ◆介護老人福祉施設等の施設に入所している。
- ◆病院、介護老人保健施設等に継続して3カ月を超えて入院(所)している。

【窓口】 氷見市福祉介護課 地域包括支援センター ☎ 74-8067

#### (5) 重度心身障害者等介護手当について

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする状態が6カ月以上経過しており、その状態がなお継続すると認められる場合、介護する方を対象とします。

福祉金額	月額 3,000円 (年額 36,000円)
支給方法	9月及び3月にそれぞれの月までの分をまとめて口座に振り込みます。
支給の制限	世帯全員の前年の所得の合算が扶養親族等の有無及び数に応じて一定額以上であるときは、その年の4月から翌年の3月まではその支給が停止されます。

※ 重度の障害の対象となる方

- 身体障害者手帳の1・2級の方
- 療育手帳Aの方
- 65歳以上のねたきり又は認知症の方

[申請に必要なもの]

- 氷見市重度心身障害者等介護手当認定申請書
- ねたきり高齢者調査票、認知症高齢者調査票、身体障害者手帳保持者用調査票又は療育手帳保持者用調査票  
(ケアマネジャー等の証明欄があります。)
- 障害者手帳の写し(持っている方のみ)

ただし、次のいずれかに該当する方は、支給の対象となりません。

- ◆ 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当又は在宅ねたきり高齢者等福祉金の支給を受けている。
- ◆ 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、介護老人福祉施設等の施設に入所している。
- ◆ 病院、介護老人保健施設等に継続して3カ月を超えて入院(所)している。

【窓口】 氷見市福祉介護課 地域包括支援センター ☎ 74-8067

(6) 障害児福祉金について

精神又は身体に障害のある児童を対象とします。

障害の程度	身体障害者手帳(1級~3級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(1級~3級)の交付を受けている方
対象年齢	20歳未満
金額	年額 20,000円
条件	12月1日現在、市内在住の方。 ただし、福祉施設に入所している場合は対象外となります。

※ 毎年12月下旬に指定された口座に振り込みます。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎ 74-8113

## (7) 心身障害者福祉金について

精神又は身体に障害のある方を対象とします。

障害の程度	身体障害者手帳（1級～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）の交付を受けている方	
対象年齢	20歳以上65歳未満	年額10,000円
	65歳以上	年額 5,000円
条件	12月1日現在、市内に1年以上継続して居住している方。ただし福祉施設に入所の場合は対象外となります。また、所得による支給制限もあります。	

※ 毎年1月下旬に指定された口座に振り込みます。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (8) 心身障害者扶養共済制度について

保護者が毎月一定額の掛金を納付した場合、保護者が亡くなった後、障害者に終身一定額の年金を支給し、生活の安定を図ります。

### 〔障害者の範囲〕

- 1 知的障害者（療育手帳A・B）
- 2 身体障害者（手帳1～3級に該当する方）
- 3 精神病、難病、血友病、自閉症など上記と同程度の障害

### 〔加入できる保護者〕

- 1 年齢が65歳未満であること。（毎年4月1日における年齢）
- 2 特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

### 〔掛金月額〕

- ① 一口当たりの月額掛金（加入限度二口まで）

（令和8年4月現在）

加入時の年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
月額掛金	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

- ② 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の方は、掛け金の納付を免除されます。（S61.3.31以前の加入者は25年以上）
- ③ 生活保護世帯、市民税非課税世帯は、掛金の減免制度があります。

### 〔年金の支給〕

加入者が死亡または重度障害者となったときは、その月から月額2万円（一口）が、障害者の生涯にわたって支給されます。

〔弔慰金〕 障害者が死亡したときは、次のとおり弔慰金が支給されます。

加入期間	1年以上5年未満	5年以上20年未満	20年以上
弔慰金額	50,000円	125,000円	250,000円

〔脱退金〕 加入者が途中でやめた場合、次とおり脱退金が支払われます。

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
脱退金額	75,000円	125,000円	250,000円

### 〔申請に必要なもの〕

- 加入（特約付加・口数追加）申込書
- 住民票（保護者と障害者のもの）、障害証明書
- 申込者告知書（保護者の健康状態を告知するもの）
- 障害者手帳（持っている方のみ）
- 年金管理者指定届
- 印鑑

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (9) 障害基礎年金、障害厚生年金について

### ① 障害基礎年金（国民年金）について

障害基礎年金を受給するためには、次の3つの受給要件すべてに該当していることが必要です。

#### ★受給要件

1. 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

(1) 国民年金加入期間

(2) 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。）

2. 一定の障害の状態にあること。

3. 保険料納付要件

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上期間について、保険料が納付または免除されていること

(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年に保険料の未納がないこと

#### ★年金額（令和8年度）

障害の程度	対 象	年 金 額
1 級	昭和31年4月2日以後生まれの方	1,059,125円
	昭和31年4月1日以前生まれの方	1,056,125円
2 級	昭和31年4月2日以後生まれの方	847,300円
	昭和31年4月1日以前生まれの方	844,900円

#### 子の加算額（令和8年度）

加算対象の子	加 算 額
2人まで	(1人につき) 243,800円
3人目以降	(1人につき) 81,300円

・18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子

・20歳未満で国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級の障害状態にある子

### ② 障害厚生年金について

厚生年金に加入している間に初診日がある病気やけがで、一定の障害の状態にあり、保険料納付要件を満たしていると、障害厚生年金が受給できます。また、厚生年金独自の給付として、3級の障害厚生年金と障害手当金（一時金）があります。

### ③ 特別障害給付金について

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない方に対して、「特別障害給付金」が支給される制度があります。

1級 58,650円（月額） 2級 46,920円（月額）

\* 障害基礎年金や障害厚生年金等を受給するためには、請求手続きが必要です。  
身体障害者手帳の等級と国民年金法施行令に定める障害等級は、異なります。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp>)

#### 【問い合わせ】

国民年金 氷見市市民課 保険年金担当 ☎74-8054

厚生年金 日本年金機構高岡年金事務所 ☎21-4180(代)

## (10) 特別児童扶養手当について

20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害のある児童を監護又は養育している父若しくは母又は養育者に特別児童扶養手当が支給されます。

手 当 額	1級（重度）	月額58,450円（令和8年4月～）
	2級（中度）	月額38,930円（令和8年4月～）
支 給 方 法	手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）、支払月の前月分までの分を口座に振り込みます。 ただし、12月期分については（11月までの分）を11月に振り込みます。	
支給の制限	請求者本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて一定額以上であるときは、その年の8月から翌年7月までの手当の支給が停止されます。	

[認定請求に必要なもの]

- 請求者と対象児童の戸籍謄本（又は抄本）
- 認定診断書（子育て支援課窓口で配布）  
※身体障害者手帳又は療育手帳を所持している場合は診断書を省略できる場合がありますので、窓口へお問い合わせ下さい。
- 請求者名義の通帳
- 手当振込先口座申出書（子育て支援課窓口で配布）
- 個人番号がわかるもの（請求者、配偶者、対象児童、扶養義務者）
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

ただし、次のいずれかに該当する方は、支給の対象となりません。

- ◆障害を支給事由とする年金等の支給を受けている。
- ◆児童福祉施設等に入所している。

【窓口】 氷見市子育て支援課 子育て応援担当 ☎ 74-8117

## 8 医療費の助成と健康管理について

医療費の助成や健康管理のために次のような制度があります。

### (1) 自立支援医療制度について

自立支援医療制度は、医療費にかかる負担を軽減する制度で、自己負担が原則1割（※）になります。また、収入・課税状況に応じた自己負担上限額（月額）も設定されています。

自立支援医療には、身体障害者の障害除去又は軽減することを目的とした「更生医療」、精神科への通院費に対する「精神通院医療」、満18歳未満を対象とした「育成医療」があります。

原則として市への事前申請が必要です。指定自立支援医療機関での医療が対象となります。

自己負担上限額（月額） ※令和8年7月現在

区 分		収入・課税状況	上限額
生活保護		生活保護世帯	0円 自己負担なし
低所得1		市民税非課税世帯で 本人年収82万6千5百円以下 (18歳未満の場合は保護者の年収)	2,500円
低所得2		市民税非課税世帯で 本人年収82万6千5百円超 (18歳未満の場合は保護者の年収)	5,000円
中間	高額治療継続者 (「重度かつ継続」)以外	市民税(所得割) 23万5千円未満の世帯	医療保険の自己負担 限度額と同額 (通院費は1割)
	高額治療継続者 (「重度かつ継続」)	中間1 市民税(所得割) 3万3千円未満	5,000円
	育成医療の 経過措置	中間2 市民税(所得割) 3万円3千円以上23万5千円未満	10,000円
一定 以上	高額治療継続者 (「重度かつ継続」)以外	市民税(所得割) 23万5千円以上	対象外(※)
	高額治療継続者 (「重度かつ継続」)	一定 所得 市民税(所得割) 23万5千円以上	20,000円

★ 自立支援医療の「世帯」は、同一の医療保険に加入している方を言います。  
(住民票上の世帯とは異なります。)

※ 通院費、負担上限ともに医療保険の負担割合・負担限度額が適用されます。  
(自立支援医療制度による負担軽減はありません。)

① 更生医療（身体障害者）

更生医療とは身体障害者の更生に必要な医療のことです。職業能力の増進や日常生活を容易にすることを目的に、障害を軽減・除去する医療が対象となります。給付については富山県障害者相談センターの判定が必要です。

申請が承認された場合、市より受給者証を交付します。

[給付対象医療]

視覚障害	角膜移植、水晶体摘出術など
聴覚障害	外耳形成術、穿孔閉鎖術など
言語障害	形成術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成など
心臓機能障害	人工弁置換術、ペースメーカー埋め込み術など
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術など
小腸機能障害	中心静脈栄養法など
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝臓機能障害	肝臓移植後の抗免疫療法

[申請に必要なもの]

- 自立支援医療支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 意見書及び診断書（指定医による）（福祉介護課窓口で配布）
- 加入医療保険が確認できるもの
- 本人の収入額のわかるもの（市民税非課税世帯のみ）
- 身体障害者手帳（持っている方のみ）
- 特定疾病療養受療証（腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合）
- 自立支援医療受給者証（持っている方のみ）
- 市民税課税（非課税）証明書（必要な場合のみ）
- 委任状（福祉介護課で配布。必要な場合のみ）
- マイナンバーがわかるもの

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## ② 精神通院医療

通院治療に要する費用の公費負担制度です。受給者証は、富山県より交付されます。

[申請に必要なもの]

- 自立支援医療支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 意見書及び診断書（指定医による）（福祉介護課窓口で配布）
- 加入医療保険が確認できるもの
- 市民税課税（非課税）証明書（市外に住民票がある方のみ）
- 本人の年金等も含めた収入額のわかるもの（市民税非課税世帯のみ）
- 調査同意書（福祉介護課窓口で配布）
- 委任状（医療機関提出用。福祉介護課窓口で配布）
- 自立支援医療受給者証（持っている方のみ）
- マイナンバーがわかるもの

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## ③ 育成医療

満18歳未満の方で、障害部位に対する手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その手術等に要する医療費が助成されます。

申請が承認された場合、市より受給者証を交付します。

[申請に必要なもの]

- 自立支援医療支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 意見書及び診断書（指定医による）（福祉介護課窓口で配布）
- 加入医療保険が確認できるもの
- 本人の収入額のわかるもの（市民税非課税世帯のみ）
- 身体障害者手帳（持っている方のみ）
- 自立支援医療受給者証（持っている方のみ）
- 市民税課税（非課税）証明書（必要な場合のみ）
- 委任状（福祉介護課で配布。必要な場合のみ）
- マイナンバーがわかるもの

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (2) 後期高齢者医療制度について

下記に該当する65歳以上75歳未満の方は、申請により後期高齢者医療制度に加入し、医療を受けることができます。

- 《対象者》
- ① 身体障害者手帳の1～3級、下肢4級1・3・4号（注1）、音声言語4級の方又は療育手帳Aの方
  - ② 障害年金（1・2級）を受給している方
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳の1・2級の方

（注1）

下肢4級 1・3・4号 (身体障害者障害程度等級表抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>4. 一下肢の機能の著しい障害</li> </ul>
---------------------------------	---

### 《自己負担限度額》

（令和8年8月から令和9年7月まで）

負担割合	所得区分		月単位の上限額(円)		年単位の上限額(円)
			外来 (個人単位) 限度額	外来+入院 (世帯単位) 限度額	
3割	現役並み所得者Ⅲ	課税所得690万円以上	270,300+(医療費-901,000)×1% <多数回 140,100>(※)		1,680,000
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得380万円以上	179,100+(医療費-597,000)×1% <多数回 93,000>(※)		1,110,000
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得145万円以上	85,800+(医療費-286,000)×1% <多数回 44,400>(※)		530,000
2割	一般Ⅱ	課税所得28万円以上で下記①または②に該当する方 ①被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②被保険者が複数で被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上	22,000 (年間上限 216,000)	61,500 <多数回 44,400>(※)	530,000
					一般Ⅰ
1割	低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000 (年間上限 96,000)	25,700 <多数回 24,600>(※)	290,000
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80.67万円以下など)	8,000	15,700	180,000

(※) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

[申請に必要なもの]

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金の年金証書など障害の状態が明らかにできる書類
- 資格情報のお知らせまたは資格確認書

【窓口】 氷見市市民課 保険年金担当 ☎74-8061

### (3) 重度心身障害者等医療費助成事業について

重度心身障害者等の医療費負担を軽減するために、医療費（保険診療分）を助成します。（年齢や障害の程度により、制度が異なります。）

#### ★重度医療

（令和8年4月現在）

①

対象者	年 齢	65歳未満
	所 得	世帯の前年分の合計所得額が1千万円未満 （毎年6月に所得の確認を行います）
	障 害	○ 身体障害者手帳の1級あるいは2級 ○ 療育手帳A ○ 精神障害者保健福祉手帳1級
助 成	内 容	本人が負担すべき医療費（保険診療分）
	割 合	全 額
	方 法	<p>I. 県内の医療機関で、以下のものを提出。</p> <p>① 加入医療保険が確認できるもの</p> <p>② 重度心身障害者等医療費受給資格証（青色）</p> <p><b>医療費（保険診療分）は無料で受診できます</b></p> <p>II. 医療費を自己負担した場合、還付手続きが必要です（※）。</p> <p>[手続きに必要なもの]</p> <p>① 重度心身障害者等医療費受給資格証（青色）</p> <p>② 領収書</p> <p>③ 預金通帳（必要な方のみ）</p> <p><b>自己負担した医療費（保険診療分）を全額還付します</b></p>
資 格 証	青 色	
備 考	※県外で受診された場合は、医療費ご負担後、上記「助成方法Ⅱ」による還付手続きが必要です。	

★一部負担金助成（65歳以上重度）

（令和8年4月現在）

②

対象者	年齢	65歳以上
	保険	後期高齢者医療制度に加入している方
	所得	世帯の前年分の合計所得額が1千万円未満 （毎年7月に所得の確認を行います）
	障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳1級、2級</li> <li>○ 療育手帳A</li> <li>○ 精神障害者保健福祉手帳1級</li> <li>○ 障害年金1級</li> </ul>
助成	内容	本人が負担すべき医療費（保険診療分）
	割合	全額
	方法	<p>I. 県内の医療機関で、以下のものを提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 加入医療保険が確認できるもの</li> <li>② 一部負担金助成該当者証（クリーム色）</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">医療費（保険診療分）は無料で受診できます</p> <p>II. 医療費を自己負担した場合、還付手续が必要です（※）。</p> <p>[手続きに必要なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一部負担金助成該当者証（クリーム色）</li> <li>② 領収書</li> <li>③ 預金通帳（必要な方のみ）</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">自己負担した医療費（保険診療分）を全額還付します</p>
資格証	クリーム色	
備考	<p>※県外で受診された場合は、医療費ご負担後、上記「助成方法Ⅱ」による還付手续が必要です。</p>	



★軽度医療

(令和8年4月現在)

④

対象者	年齢	65歳～70歳未満	
	所得	世帯の前年分の合計所得額が1千万円未満 (毎年7月に所得の確認を行います)	
	障害	○身体障害者手帳 { 下肢4級1、3、4号、 音声言語4級以外の4級、 5級、6級 } ○療育手帳B	
助成	内容	本人が負担すべき医療費(保険診療分)	
	割合	所得区分 「一般」又は「低所得」	3割負担分の1割 自己負担は2割になります
		所得区分 「現役並み」	助成なし 自己負担限度額(月額)を超えた額を還付
	方法	I. 県内の医療機関で、以下のものを提出。 ① 加入医療保険が確認できるもの ② 重度心身障害者等医療費受給資格証(黄色) 医療費(保険診療分)は2割で受診できます II. 医療費を自己負担した場合、還付手続きが必要です(※)。 [手続きに必要なもの] ① 重度心身障害者等医療費受給資格証(黄色) ② 領収書 ③ 預金通帳(必要な方のみ) 3割負担分の1割又は自己負担限度額を超えた額を還付します	
資格証	黄色		
備考	※県外で受診された場合は、医療費ご負担後、上記「助成方法Ⅱ」による還付手続きが必要です。 ※所得に応じた自己負担限度額(月額)があります(P.31参照)。自己負担額が限度額を超えた場合、上記「助成方法Ⅱ」の還付手続きをお願いします。		

《軽度医療の自己負担限度額（月額）》

所得区分		外来（個人単位）の 限度額	世帯単位の限度額 外来＋入院
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋(総医療費－842,000 円)×1% 〈多数回 140,100 円(注 1)〉	
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋(総医療費－558,000 円)×1% 〈多数回 93,000 円(注 1)〉	
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100＋(総医療費－267,000 円)×1% 〈多数回 44,400 円(注 1)〉	
一般	課税所得 145 万円未満	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 〈多数回 44,400 円(注 1)〉
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯		15,000 円

(注 1) 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

※軽度医療の自己負担限度額は、国民健康保険 70 歳以上 75 歳未満の人の自己負担限度額に準じています（70 歳未満の国民健康保険自己負担限度額ではありませんのでご注意ください）。

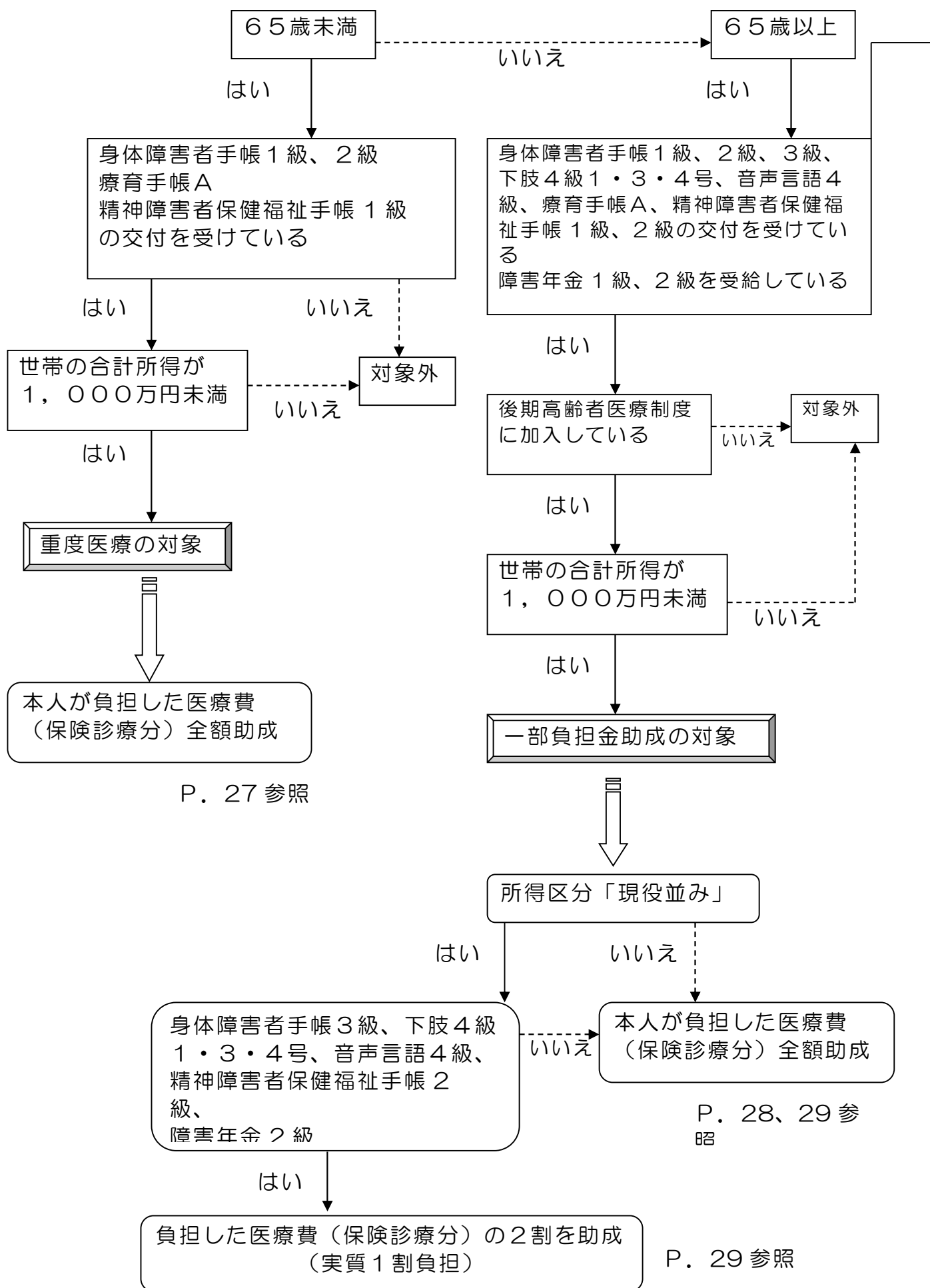
※住民税非課税世帯の方が、低所得Ⅰ及びⅡの区分認定を受けるためには申請が必要です。

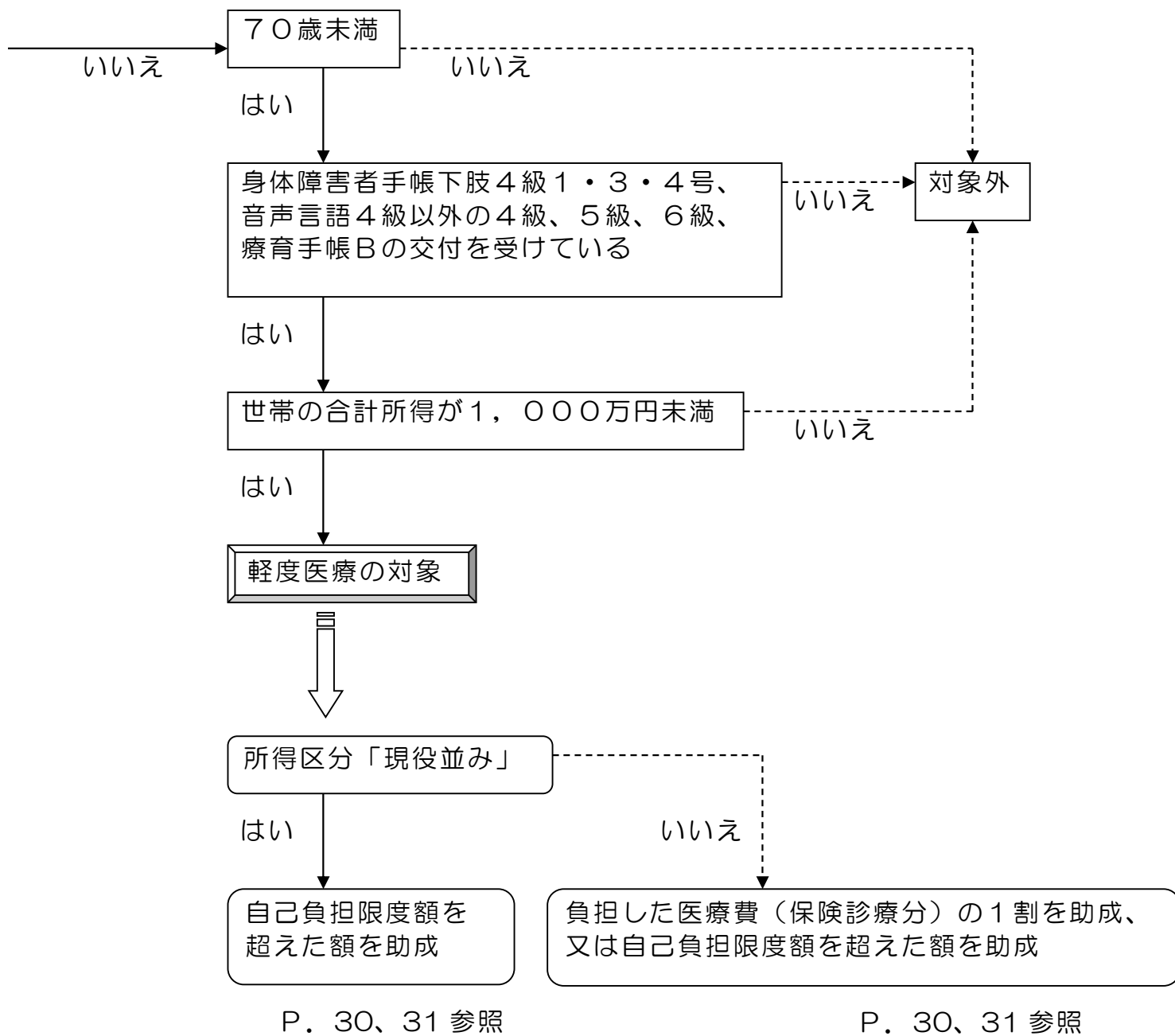
※区分認定や対象医療費の算定には条件があります。詳細は下記までお問い合わせください。

[①重度医療、②③一部負担金助成、④軽度医療の申請に必要なもの]

- 申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 加入医療保険が確認できるもの
- 本人名義の預金通帳
- その他必要な書類（別途御案内します）

《重度心身障害者医療費助成制度のフロー図》





[表 1 ①重度医療 早見表]

区分	年 齢	0	65
重 度	身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	無 料 (① 重度医療の対象)	後期高齢者医療 制度に加入すれ ば 表2「②③」の 対象
中・ 軽 度	上記以外	障害者医療費助成制度 なし	表2「②③」 「④」参照

[表 2 ②③一部負担金助成 ④軽度医療 早見表]

区分	年 齢	65	70	75
重 度	身体障害者手帳 1 級、2 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳1 級 障害年金 1 級	後期高齢者医療に加入した場合 →②一部負担金助成の対象		
中 度	身体障害者手帳 3 級、 下肢 4 級の一部(※1) 精神障害者保健福祉手帳2 級 障害年金 2 級	後期高齢者医療に加入した場合 →③一部負担金助成の対象  <u>所得区分に応じて助成額が異なります。</u>		
軽 度	身体障害者手帳 4 級の一部(※1)以外の 4 級 、5 級、6 級 療育手帳 B	④軽度医療の対象	※ 2	※ 3

※ 1 : 4 級の一部… 両下肢のすべての指を欠くもの(1号)  
 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの(3号)  
 一下肢の機能の著しい障害(4号)  
 音声言語機能障害

※ 2 : 障害者医療費助成制度はありませんが、加入保険者から高齢受給者証が送付されます。(軽度医療で自己負担割合が2割の方は引き続き2割負担となります。)

※ 3 : 後期高齢者医療制度の対象。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

#### (4) 家庭訪問について

病気や障害を持ち、日常生活に不安や悩みがある方に対し、保健師・栄養士がお宅にお伺いし、療養生活についての相談に応じます。費用はかかりません。

【問い合わせ】 氷見市健康・医療対策課 ☎ 74-8414

#### (5) 訪問看護について

自宅で療養される方に看護を提供するサービスです。「医療保険」や「介護保険」で次のような訪問看護を受けることができます。

病状の観察	体温・脈拍・血圧などを測って、病状の変化がないかを観察して状態に応じた対応をします。
日常生活の看護	内服薬の管理・指導、栄養指導、身体の清潔、口腔ケア、排泄ケアなどを行い、健康状態の維持・改善を図るとともに生活のリズムを整えます。
リハビリテーション	運動機能の維持・回復のための訓練などを行います。
医師の指示による医療処置・医療機器の管理	主治医の指示に基づく医療処置を行います。医療器具の使用状態の管理、緊急時の対応などを行います。
床ずれ予防・処置	床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当をします。
介護者の支援	介護方法について、一緒に考え、介護負担の軽減を図るよう支援します。
ターミナルケア	最期までその人らしい尊厳のある療養生活を送ることができるように、思いにそって援助します。
各種在宅サービスの相談	他の専門職と連携して保健・医療・福祉の制度の紹介や導入、各種サービス提供機関との連絡や調整を行います。

※ 利用料金等、詳細は、下記までお問い合わせください。

氷見訪問看護ステーション	鞍川1 1 30番地	☎ 72-1221
ファミリーケア訪問看護ステーション	柳田 934-1 アラックスビル2F	☎ 54-0281
訪問看護ステーション ひまわり	余川 1153-2	☎ 72-1181
訪問看護ステーションみんな	窪 65 番地 3	☎ 91-4022

## (6) 難病の医療費助成制度について

### 1) 特定医療費（指定難病）

- 1 対象疾患は 348 疾病です。(令和 8 年 4 月 1 日現在)  
(指定難病に関する情報については「難病情報センター」の HP をご覧ください。)
- 2 指定難病と診断され、重症度分類で一定以上の方や、高額な医療の継続が必要な方が医療費助成の対象となります。
- 3 自己負担上限額（本人負担額）は、健康保険（医療保険）が同じ世帯の所得（市民税課税額）に応じて認定されます。
- 4 受診した複数の医療機関や薬局等の自己負担をすべて合算した上で自己負担上限額を適用することになります。

(令和 8 年 7 月 1 日現在)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来+入院+薬代等）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税（世帯）	本人年収 ～82万6千5百円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 82万6千5百円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税	課税以上 7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税	7.1万円以上 25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税	25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

\* 難病法に基づく指定難病患者であることの証明として「登録者証」の申請を受け付けます。

### 2) 特定疾患治療研究事業

#### 1 厚生労働省が指定する特定疾患（入院、通院ともに対象）

自己負担の一部又は全部が公費負担となります。

05	スモン
18	劇症肝炎（継続申請のみ対象）
32	重症急性膵炎（継続申請のみ対象）
38	プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)

#### 2 県が指定する特定疾患（入院のみ対象）

自己負担の一部を公費で負担します。(食事標準負担額は公費負担の対象になりません。)

63	アルツハイマー病	64	ピック病	66	メニエール病
67	突発性難聴	73	B型慢性肝炎・肝硬変	74	C型慢性肝炎・肝硬変
89	難治性ネフローゼ症候群	93	原発性慢性骨髄線維症	94	不応性貧血(骨髄異形成症候群)

### 3) 先天性血液凝固因子障害等

原則として20歳以上の方が対象で、入院・通院とも医療費が無料となります。

### 4) 小児慢性特定疾病

- 1 対象疾病は下記の16疾患群に属する801疾病です。(令和8年4月1日現在)  
(小児慢性特定疾病に関する情報については、「小児慢性特定疾病情報センター」のHPをご覧ください。)

01	悪性新生物	02	慢性腎疾患	03	慢性呼吸器疾患	04	慢性心疾患
05	内分泌疾患	06	膠原病	07	糖尿病	08	先天性代謝異常
09	血液疾患	10	免疫疾患	11	神経・筋疾患	12	慢性消化器疾患
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	14	皮膚疾患	15	骨系統疾患		
16	脈管系疾患						

- 2 18歳未満で小児慢性特定疾病と診断され、厚生労働大臣が定める疾病の状態である方。但し、18歳の時点で対象となっており、病状が改善しない場合は、20歳未満まで延長できます。
- 3 自己負担上限額(本人負担額)は、健康保険(医療保険)が同じ世帯の所得(市民税課税額)に応じて認定されます。
- 4 受診した複数の医療機関や薬局等の自己負担をすべて合算した上で自己負担上限額を適用することになります。

(令和8年7月1日現在)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額(外来+入院)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)	本人年収 ~82万6千5百円	1,250	1,250	500
低所得Ⅱ		本人年収 82万6千5百円超~	2,500	2,500	
一般所得Ⅰ	市町村民税	課税以上 7.1万円未満	5,000	2,500	
一般所得Ⅱ	市町村民税	7.1万円以上 25.1万円未満	10,000	5,000	
上位所得	市町村民税	25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

\* 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病にかかっていることの証明として、「登録者証」の申請を受け付けます。

【問い合わせ】 富山県高岡厚生センター氷見支所 ☎74-1780

## 9 日常生活を容易にするために

暮らしを快適にし、また介護負担軽減のために、以下の制度があります。

### (1) 補装具費の支給について

身体障害者（児）の身体的欠損や機能の障害を補い、職業活動、日常生活を容易にするために補装具を購入、修理又は借受けする場合に、その費用を支給します。支給される補装具費の額は、補装具の種目に応じ国で定める基準額の9割ですので、原則として1割の自己負担が必要になりますが、平成22年4月からは市民税非課税世帯の障害者の方は無料となりました。

対象者が18歳以上の場合で世帯の最多納税者の市民税所得割が46万円以上の方には、補装具費は支給されません。

平成25年4月から難病等の方が補装具費の支給対象に加わりました。

#### 補装具の種目（例）

視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす 歩行器、各種保持具
内部障害	車いす、歩行器、電動車いす

- ① 介護保険制度における福祉用具の貸与種目と重複する種目（車いす、車いす付属品、歩行器）については、原則として介護保険制度の利用が優先します。ただし、身体の状態からみて明らかに個別に製作する必要があると判断される場合は、富山県障害者相談センターの判定等に基づき要否の検討を行います。
- ② 治療用装具は医療保険各法に基づく給付（療養費扱）に、戦傷病者手帳を保持している方は戦傷病者特別援護法による給付に、労働災害による場合は労働基準監督署になる等他法を優先します。
- ③ 補装具の種目によって、重度の障害者に限定されていたり、富山県障害者相談センターの判定が必要です。
- ④ 購入に要する費用の再支給を受ける場合は、原則として耐用年数を過ぎていなければなりません。

#### [申請に必要なもの]

- 補装具費支給申請書（福祉介護課窓口で配布）  
（補装具の種目により医師の意見書が必要です）
- 身体障害者手帳
- 加入医療保険が確認できるもの
- 難病等の方は対象疾患に罹患していることがわかる証明書  
（診断書又は特定疾患医療受給者証等）

※申請の際、個人番号（マイナンバー）の記載及び提示等が必要です。

【窓口】 水見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (2) 日常生活用具の給付について

日常生活を容易にし、また介護の負担の軽減を図るため、障害の種類や等級に応じて日常生活用具の給付を行います。給付には10%の自己負担（ストマ用具のみ5%）が必要です。（市民税非課税世帯の障害者の方は無料）

平成25年4月から難病等の方が支給対象に加わりました。

### [注 意]

- 1 必ず用具貸与・購入前に申請を行う必要があります。貸与・購入後の申請は受付しかねますので、ご注意ください。
- 2 介護保険の給付対象品目（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器及び浴槽）は、介護保険制度の利用が優先します。
- 3 種目ごとに給付上限額があります。上限額を超えて貸与・購入した場合「上限額の1割(住民税課税世帯)+上限額を超えた金額」が自己負担額となります。

### 給付種目（例）

視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計 点字ディスプレイ、電磁調理器、盲人用体温計 点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器 歩行時間延長信号機用小型送信機、点字器 視覚障害者用活字文書読上げ装置、盲人用血圧計
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池及び充電器
音声・言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭
肢体不自由	便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、 入浴担架、体位変換器、T字状・棒状つえ、 携帯用会話補助装置、移動・移乗支援用具、 情報・通信支援用具、移動用リフト、入浴補助用具、 居宅生活動作補助用具(住宅改修費 ※事前にご相談ください)
内部障害	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸 入器）、電気式たん吸引器、ストマ用具、収尿器 非常用電源
障害等級 1 級、2 級	火災警報器、自動消火器
難 病	特殊寝台 訓練用ベッド など

※ 人工内耳用電池及び充電器については、聴覚障害児のみ対象。

### [申請に必要なもの]

- 日常生活用具給付申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 医師の意見書（福祉介護課窓口で配布。必要な場合のみ）
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 難病等の方は対象疾患に罹患していることがわかる証明書  
（診断書又は特定疾患医療受給者証等）
- 委任状（福祉介護課窓口で配布。必要な場合のみ）

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### (3) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得や社会性の向上を目的として、補聴器購入費の助成をしています。

対象者	氷見市内に在住している18歳未満の児童 原則として両耳の聴カレベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付外である方 医師により補聴器の装用が必要と診断されている方
助成金額	〇県で定める基準額の3分の2（1,000円未満切捨）

[申請に必要なもの]

- 申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 指定医療機関の医師の意見書（福祉介護課窓口で配布）
- 補聴器見積書（指定の販売業者にて依頼したもの）

[注 意] 必ず補聴器購入前に申請を行う必要があります。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### (4) 在宅重度障害者住宅改善について

在宅重度障害者の日常生活を容易にするため、住宅改善費を補助しています。

対象工事	住宅の設備・構造等をその障害に適應するよう又は介護者の介護負担を軽減するために必要な改善工事 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え など
対象者	身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由の方 身体障害者手帳1級、2級視覚障害の方 療育手帳Aの方 内部障害を有し、補装具による車いすの交付を受けている方
所得制限	世帯の前年所得税の合計が287,500円以下
対象工事費上限額	90万円
補助金額	〇所得税非課税世帯は、90万円まで 〇所得税課税世帯は、対象工事費の2/3 (対象工事費が上限90万円を超える場合は、90万円×2/3) ※介護保険や日常生活用具による住宅改修費（上限20万円）の給付がある場合、その額を控除した額となります。

[申請に必要なもの]

- 在宅重度障害者住宅改善事業補助金交付申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 見積書、工事前写真及び工事前と工事後の平面図
- 障害者手帳

[注 意] 必ず着工前に申請を行う必要があります。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### (5) 車いすの貸与について

在宅で常時介護を要する方に、車いすを貸与しています。

対象者	氷見市内に在住の身体障害児（者）及びねたきり老人等日常生活用具の利用が必要と認められる方	
用具の種類	日割り料金	消毒料（返却時）
車いす	15円（月約 450円）	300円

【窓口】 氷見市社会福祉協議会 ☎74-8407

### (6) 高齢者・障害者住宅整備資金貸付について

高齢者・障害者の日常生活を容易なものにするため既存住宅を改善する方に対し、その費用の一部を低利で貸付しています。

対象者	市内に住む次のいずれかにあてはまる方 ①ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の75歳以下の高齢者 ②障害者（身体障害者手帳1～4級、療育手帳A） ③親族である高齢者または障害者と同居する方
工事内容 貸付金額	浴室・便所などの増改築・改造 … 最高150万円まで 専用居室等の増改築 … 最高300万円まで ただし、1戸につき300万円まで
貸付条件	連帯保証人2名 利率 年1%、償還期間10年以内、元利均等月賦償還

※工事完了後は、着手・完了届、工事の請求書、完了後の写真、高齢者・障害者住宅整備資金借用証明書、連帯保証人2人の印鑑証明書が必要です。  
※翌月から償還が始まります。

[申請に必要なもの]

- 高齢者・障害者住宅整備資金貸付申請書（福祉課窓口で配布）
- 工事の設計書（平面図）及び見積書
- 家族全員の住民票
- 所得証明書3通（申請者、連帯保証人2人）
- 工事着工前の写真

【窓口】 氷見市福祉介護課 長寿生活支援担当 ☎74-8111

## (7) 障害福祉サービスについて

障害のある方の障害程度や勘案事項をふまえたうえで、以下のようなサービスを受けることができます。これには、原則1割の利用者負担がありますが、平成22年4月から市民税非課税世帯の障害者の方は無料となっています。

65歳以上の方は原則、介護保険サービスの利用が優先されますが、介護保険で十分なサービスが受けられない場合には障害福祉サービスをその支給量・内容に上乗せして受給することができます。

### 1 介護給付サービス

障害支援区分の認定調査等を実施した後に支給決定が行われます。

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
はまなす苑氷見指定訪問介護事業所	島尾 791 番地	☎ 91-7700
社会福祉法人氷見市社会福祉協議会	鞍川 975 番地	☎ 74-8407
氷見市農業協同組合	朝日丘 2 番 3 2 号	☎ 74-8834
氷見ケアサービス	窪 5 5 2 番地 1	☎ 91-5556

重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	
はまなす苑氷見指定訪問介護事業所	島尾 791 番地	☎ 91-7700
社会福祉法人氷見市社会福祉協議会	鞍川 975 番地	☎ 74-8407

行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
社会福祉法人氷見市社会福祉協議会	鞍川 975 番地	☎ 74-8407

同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動の支援などの外出支援を行います。	
社会福祉法人氷見市社会福祉協議会	鞍川 975 番地	☎ 74-8407

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
こもれびの里、こもれび作業所	鞍川 1855 番地	☎ 74-3001
氷見市障害者福祉センター 我家	幸町 34 番 13 号	☎ 74-0334
みんなの家のどか	中村 485 番地の 1	☎ 73-6321
明善寺デイサービスあんのん	堀田 1195 番地 1	☎ 92-7008
ロシナンテ♪	朝日本町 23 番 20 号	☎ 54-6181
デイサービスわかば	稲積 1862 番地	☎ 72-1510
花みち	加納 115 番 1	☎ 72-0873
マザーハウス・ひみ	指崎 1484 番地	☎ 74-1112

短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
特別養護老人ホームはまなす苑	島尾 791 番地	☎ 91-7700
障害者支援施設こもれびの里	鞍川 1855 番地	☎ 74-3001
短期入所 ソーシャルインクルーホーム氷見柳田	柳田 934 番地 1	☎ 30-3857

療養介護 (市内には利用できる事業所がありません。市外の事業所の利用になります。)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
--	--	--

障害者支援施設 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
障害者支援施設こもれびの里	鞍川 1855 番地	☎ 74-3001

[介護給付サービスの利用申請に必要なもの]

- 介護給付費支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 世帯状況、収入等申告書（福祉介護課窓口で配布）
- 障害者本人の収入額のわかるもの
- 障害者手帳もしくは診断書等

※申請の際、個人番号（マイナンバー）の記載及び提示等が必要です。  
 ※障害支援区分の認定調査等を実施した後に支給決定が行われます。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## 2 訓練等給付サービス

認定調査等を実施した後に支給決定が行われます。

自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
市内には利用できる事業所がありません。市外の事業所の利用になります。	

自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
ロシナンテ♪	朝日本町 23 番 20 号 ☎ 54-6181
デイサービスわかば	稲積 1862 番地 ☎ 72-1510

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、雇用契約等に基づき、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
b-らいふ・きゃんぱす	幸町 31 番 1 号 ☎ 54-0530

就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
b-らいふ・かんぱにー	幸町 31 番 1 号 ☎ 54-0530
健食工房みのり	鞍川 1902 番地 4 ☎ 72-2311

就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
安靖氷見共同作業所	阿尾 95 番地 ☎ 74-5600
こもれびの里 もみじ工房	鞍川 1855 番地 ☎ 74-3001
山里ふれあい塾	上余川 1180 番地 ☎ 74-0991
ゆめボール工房ひみ	朝日丘 13 番 30 号 ☎ 54-6021
b-らいふ・きゃんぱす	幸町 31 番 1 号 ☎ 54-0530
就労継続支援 B 型事業所 ひびき	島尾 1966 番地 ☎ 50-8285
ぐらんぶる〜	十二町 372 番地 4 ☎ 75-1279
健食工房みのり	鞍川 1902 番地 4 ☎ 72-2311

就労定着支援	一般企業等へ就労移行した人に、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、指導・助言を行います。
b-らいふ・きゃんぱす	幸町 31 番 1 号 ☎ 54-0530
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助のほか、必要な方には入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
櫛(けやき)、檜(ひのき)	鞍川 1872 番地 1 ☎ 74-3001
ソーシャルインクルーホーム氷見柳田	柳田 934 番地 1 ☎ 30-3857

[訓練等給付サービスの利用申請に必要なもの]

- 介護給付費、訓練等給付費支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 世帯状況、収入等申告書（福祉介護課窓口で配布）
- 障害者本人の収入額のわかるもの
- 障害者手帳もしくは診断書等

※申請の際、個人番号（マイナンバー）の記載及び提示等が必要です。

※認定調査等を実施した後に支給決定が行われます。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### 3 児童通所給付

面談等を実施した後に支給決定が行われます。

医療型児童発達支援	学校に就学する前の肢体不自由のあるお子さんに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
市内には利用できる事業所がありません。市外の事業所（富山県リハビリテーション病院こども支援センター等）の利用になります。	

児童発達支援	学校に就学する前のお子さんに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	
マザーハウス・ひみ	指崎 1484 番地	☎ 74-1112
みんなの家のどか	中村 485 番地の 1	☎ 73-6321
氷見市障害者福祉センター 我家	幸町 34 番 13 号	☎ 74-0334
デイサービスわかば	稲積 1 8 6 2 番地	☎ 72-1510
花みち	加納 1 1 5 番 1	☎ 72-0873
キッズサポートなないろ	北大町 1 5 番 1 9 号	☎ 74-0118

放課後等デイサービス	学校に就学しているお子さんに、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を行います。	
マザーハウス・ひみ	指崎 1484 番地	☎ 74-1112
みんなの家のどか	中村 485 番地の 1	☎ 73-6321
氷見市障害者福祉センター 我家	幸町 34 番 13 号	☎ 74-0334
デイサービスわかば	稲積 1 8 6 2 番地	☎ 72-1510
明善寺デイサービスあんのん	堀田 1195 番地 1	☎ 92-7008
キッズサポート なないろ	北大町 1 5 番 1 9 号	☎ 74-0118
花みち	加納 1 1 5 番 1	☎ 72-0873
こころね	窪 5 5 2 番地 1	☎ 54-5568
しおり	窪 5 5 0 番地 1	☎ 30-3815

[児童通所給付サービスの利用申請に必要なもの]

- 児童通所給付費支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 障害者手帳もしくは診断書等
- 世帯状況、収入等申告書(福祉介護課窓口で配布)

※申請の際、個人番号（マイナンバー）の記載及び提示等が必要です。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

#### 4 児童発達支援等の利用者負担・食費支給

児童発達支援等の支給決定を受けた児童について、国の幼児教育・保育の3～5歳無償化の対象とならない方について、対象を拡充し利用者負担給付金の支給を行います。また、食費（おやつ代を含む）の支給を行います。

	利用者負担（利用料）	食費（おやつ代含む）
対象者	・ 1～2歳の課税世帯児童	・ 3～5歳の児童 ・ 1～2歳の課税世帯児童 ・ 非課税世帯の児童
申請方法	事業所に利用者負担・食費を支払後、3月、9月の申請期間中に書類を添えて申請してください。	

[申請に必要なもの]

- 児童発達支援等利用者負担金給付申請書または児童発達支援等食費支給申請書
- 支払いを証する領収証の原本
- 受給者名義の口座申出書

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (8) 移動支援について

屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行い、社会参加の促進を図ります。なお、費用額の1割の自己負担が必要（ただし、所得等に応じた月額負担上限額が設定されています。）ですが、平成23年4月から市民税非課税世帯の方は無料となっています。

- 1 個別支援  
個別に支援が必要な障害者（児）に対するマンツーマンによる外出支援
- 2 グループ支援  
複数の障害者（グループ）に対する外出支援

[申請に必要なもの]

- 移動支援給付費支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 世帯状況、収入等申告書（福祉介護課窓口で配布）

利用を希望される場合は、福祉介護課へご相談ください。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (9) 日中一時支援について

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）について、指定短期入所事業所等において日中活動の場を確保します。なお、費用額の1割の自己負担が必要（ただし、所得等に応じた月額負担上限額が設定されています。）ですが、平成23年4月から市民税非課税世帯の方は無料となっています。

対象者	氷見市在住の障害者（児）で障害程度区分が1以上の方
費用負担	費用額の1割 + 食事代等の実費相当額
実施施設	こもれびの里（☎74-3001）、キッズサポートなないろ（☎74-0118）ほか 市内外の指定短期入所事業所、生活介護事業所及び児童通所支援事業所の一部

[申請に必要なもの]

- 日中一時支援給付費支給申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 世帯状況、収入等申告書（福祉介護課窓口で配布）

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (10) 地域活動支援センターについて

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進その他自立した日常生活及び社会生活を営むために、必要な援助を行います。

### 安靖（やすらぎ）氷見共同作業所

主に精神障害者を対象に、安心した日常生活の支援生産活動練習、及び地域住民、ボランティアとの交流の場の提供をしています。

- \*概要 自主製品制作（木工製品、ミニ門松等の竹細工、小物類）  
ミニ門松作り交流会、地域ゴミ拾いウォーキング、ランチ会等参加
- \*利用時間 開所日：月曜日～金曜日（年末年始、夏季休暇、祝祭日は除く。）  
開所時間：午前9時～午後4時
- \*利用料金 飲食料として1回につき100円

#### ■ 申込について

利用を希望される場合は、直接、安靖氷見共同作業所へご相談ください。

#### ■ 連絡先

安靖氷見共同作業所（☎ 0766-74-5600）  
所在地 氷見市阿尾95番地

### 地域活動支援センターみなみ

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病の方およびその家族を対象に地域住民や同じ障害を持つ方たちとの交流の場を提供しています。また、ピアサポーター養成研修、ピアサポート活動にも力を入れています。

- \*概要 ・各種サークル活動（スポーツ、手芸、折り紙、料理、マージャン、畑、おしゃべりなど）、  
・買い物支援
- \*利用時間 開所日：月、火、木、金、土（年末年始、水・日、祝祭日除く。）  
開所時間：午前9時～午後5時
- \*利用料金 食事：300円（月、火、木、金） 400円（わくわくランチ）  
入浴：300円（シャワーのみ200円）  
その他、各種活動に関する費用は別途必要です。

#### ■ 申込について

利用を希望される場合は、直接、地域活動支援センターみなみへご相談ください。

#### ■ 連絡先

地域活動支援センターみなみ（☎ 0766-75-4144）  
所在地 氷見市幸町24番16号

### (11) 訪問入浴サービスについて

在宅の重度身体障害者の方の自宅に移動入浴車を派遣し、居室で入浴サービスを受けることができます。

対象者	氷見市内に居住する在宅の重度身体障害者
利用料金	費用の1割（市民税非課税世帯の方は無料）

[申請に必要なもの]

- 訪問入浴サービス利用申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 医師の診断書（福祉介護課窓口で配布）

利用を希望される場合は、福祉介護課へご相談ください。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### (12) 寝具洗濯乾燥消毒サービスについて

在宅で、要支援以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で要介護4、5の高齢者又は重度身体障害児（者）で老衰、心身の障害等により寝具類等の衛生管理を行うことが困難な方に対して、日常使用している寝具（掛け布団、敷き布団、毛布）の水洗い及び乾燥消毒等を行います。（所得制限なし。経費の1割程度の自己負担があります。）

実施時期 … 7月頃、12月頃の年2回

[申請に必要なもの]

- 在宅福祉サービス利用申請書
- 障害者手帳の写し（持っている方のみ）

【窓口】 氷見市福祉介護課 地域包括支援センター ☎74-8067

### (13) 調髪サービスについて

在宅でねたきりや認知症で65歳以上の方及び重度身体障害児（者）で常に介護を要する状態にある方に対して、市と契約している理容師が自宅へ出張し調髪（散髪、ひげそり）を行います。（所得制限なし）

費用	1回につき、3,600円まで公費負担
回数	1年につき 2回まで

[申請に必要なもの]

- 在宅福祉サービス利用申請書
- ねたきり高齢者調査票、認知症高齢者調査票又は身体障害者手帳保持者用調査票
- 障害者手帳の写し（持っている方のみ）

【窓口】 氷見市福祉介護課 地域包括支援センター ☎74-8067

#### (14) 紙おむつの支給について

在宅で常時おむつを必要とするねたきりや認知症で65歳以上の方及び3歳以上の重度身体障害児（者）の方に対して紙おむつを支給します。

所得制限あり：在宅ねたきり高齢者等福祉金と同じ基準。

※ 本人が特別障害者手当を受給していて、かつ世帯の生計中心者が所得税を課せられている場合は、対象となりません。

支給内容	紙おむつ (シートタイプ、パンツタイプ、尿とりパッド) ※支給枚数等制限あり
支給方法	毎月初めに市と契約している業者が自宅へ配送

[申請に必要なもの]

- 在宅福祉サービス利用申請書
- ねたきり高齢者調査票、認知症高齢者調査票又は身体障害者手帳保持者用調査票
- 障害者手帳の写し（持っている方のみ）

【窓口】 氷見市福祉介護課 地域包括支援センター ☎74-8067

## 10 社会参加・生きがい活動について

行動範囲を広げ、社会参加していただくため、次のような制度があります。

### (1) 身体障害者自動車改造費助成について

身体障害者が就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等を改造する費用を助成しています。

対象者	身体障害者手帳の障害の程度が重度（1、2級）の肢体不自由の方 所得制限あり（特別障害者手当と同じ所得基準）
助成金額	10万円まで

[申請に必要なもの]

#### 【お持ちの車を改造される場合】

- 身体障害者自動車改造費申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 身体障害者手帳
- 運転免許証（裏表とも）
- 自動車検査証※1
- 改造費見積書（原本）
- 改造前の写真（改造箇所、車前後のナンバーがわかる写真）
- 委任状（福祉介護課窓口で配布。必要な場合のみ）

#### 【新たに車を購入される場合】

- 身体障害者自動車改造費申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 身体障害者手帳
- 運転免許証（裏表とも）
- 車両本体の注文書
- 改造箇所のみのお見積書（領収書と同じ改造業者の印鑑が必要）
- 委任状（福祉介護課窓口で配布。必要な場合のみ）

#### 注意事項

(1) 改造前にご相談下さい。

**助成決定前に改造に着手した場合は、助成の対象にはなりません。**

(2) 完成後は完了報告書、改造費の領収書、自動車検査証（未提出の場合）、改造前（未提出の場合）・改造後の写真が必要です。

(3) 再助成を受ける場合は、原則として耐用年数を過ぎていることが条件です。（軽自動車4年、登録車6年）

(4) 本人以外が申請を代行する場合は、委任状が必要です。事前にご相談ください。

※1：車検証が電子車検証の場合は、電子車検証と「自動車検査証記録事項」の2点をご提出ください。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (2) 自動車操作訓練費の助成について

身体障害者で免許証取得により就労などが見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方、又は、日常生活に必要と認められる方を対象として、自動車運転免許証の取得に要する経費が助成されます。

対象者	身体障害者手帳1級から4級の方
助成金額	自動車学校にかかる費用の3分の2（10万円まで）

[申請に必要なもの]

- 自動車操作訓練申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 身体障害者手帳
- 所得した運転免許証（裏表とも）
- 免許を取得するのに要した費用に係る領収書
- 委任状（福祉介護課窓口で配布。必要な場合のみ）

※ 免許取得後6ヶ月以内に申請してください。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### (3) 福祉タクシーについて

外出困難な重度身体障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るために、タクシー料金の一部を助成しています。

対象者	・視覚障害者の1級又は2級 ・肢体不自由の1級又は2級 ただし自動車税・軽自動車税減免者を除く。
助成金額	年間 8,640円 (720円券12枚綴り)

[申請に必要なもの]

身体障害者手帳

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

### (4) 声のおたよりサービスについて

視覚障害者に対し、録音による「声の広報」を発行しています。

録音内容	広報ひみ、氷見の福祉、福祉とやま、ハーティーちゃん
発行回数	年12回(毎月1回)発行

[申請に必要なもの]

身体障害者手帳

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

(5) 車いすガイド情報について

①車いすで利用できる公衆トイレの設置場所

地 区	名 称	所在地	設置数	
氷 見	朝日山公園	氷. 幸町	5か所	
	ふれあいの森	氷. 鞍川	1か所	
	氷見漁港	氷. 比美町	2か所	
	湊川 中の橋付近	氷. 丸の内	1か所	
	氷見市漁業文化交流センター	氷. 中央町	1か所	
	比美乃江公園	氷. 北大町	4か所	
	道の駅氷見	氷. 北大町	1か所	
	南 条	松田江の浜(海水浴場)	氷. 島尾	1か所
		氷見運動公園	氷. 大浦新町	4か所
	灘 浦	十二町湯水郷公園	氷. 十二町	3か所
阿尾漁港		氷. 阿尾	1か所	
小境海岸(C.C.Z)		氷. 小境	1か所	
大境漁港		氷. 大境	1か所	

②車いすで利用できる公共建物及び民間建物

地区	名 称	所 在 地	電話番号	車いす用 トイレ	入ロ-フ°		
氷見	氷見市役所	氷. 鞍川 1060	74-8100	○	○		
	氷見市教育文化センター	氷. 本町 4-9		○	○		
	図書館、中央公民館、博物館						
	氷見市ふれあいスポーツセンター	氷. 鞍川 43-1	74-8500	○	○		
	氷見市いきいき元気館	氷. 中央町 12-21	74-8063	○	○		
	金沢医科大学氷見市民病院	氷. 鞍川 1130	74-1900	○	○		
	ハローワーク氷見	氷. 朝日丘 9-17	74-0445	○	○		
	氷見市障害者福祉センター「我家」	氷. 幸町 34-13	74-0334	○	○		
	氷見市社会福祉会館	氷. 鞍川 975	74-8407	○	○		
	ひみ番屋街	氷. 北大町25-5	72-3400	○	○		
	ハッピータウン(ショッピングセンター)	氷. 幸町 9-78	74-5511	○	○		
	ブラファ(ショッピングセンター)	氷. 加納 484	72-8811	○	○		
	JR 氷見駅	氷. 伊勢大町 1-12	74-0222	○	○		
	アルカディア氷見(老人保護施設)	氷. 鞍川 1878-1	74-7060	○	○		
	ほのほの苑(特別養護老人ホーム)	氷. 加納 495-1	74-7500	○	○		
	南条	すわ苑(特別養護老人ホーム)	氷. 柳田 3892-1	91-2627	○	○	
はまなす苑氷見(特別養護老人ホーム)		氷. 島尾 791	91-7700	○	○		
中村記念病院		氷. 島尾 825	91-1307	○	○		
陽和温泉病院(介護療養型医療施設)		氷. 堀田 4-1	91-2751	○	○		
氷見市海浜植物園		氷. 柳田 3585	91-0100	○	○		
鶴亀荘		氷. 柳田 1355-2	91-5533	○	○		
なごみの郷		氷. 湖光 271-2	72-6753	○	○		
上庄		氷見市農協指定通所介護事業所	氷. 谷屋 1633	76-8086	○	○	
		灘浦	つまま園(特別養護老人ホーム)	氷. 阿尾 410	72-4165	○	○
			エルダーデイサービスセンター	氷. 阿尾 193	74-7611	○	○
	さっさきテルマエデイサービスセンター		氷. 指崎上野 1700	74-7455	○	○	
エルダーヴィラ氷見(老人保護施設)	氷. 余川 50	72-5000	○	○			

**(6) 富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度**

富山県では、障害者等用駐車場の円滑な優先利用を促進するため、令和2年4月1日（水）から「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」を実施しています。障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方で、県が定めた基準に該当する方に対し、富山県ゆずりあいパーキング利用証を交付しています。

★対象者範囲は次表のとおりです。

区分		交付対象者		確認書類	
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳	1～4級の方	身体障害者手帳	
	聴覚または 平衡機能の障害		聴覚障害		1～3級の方
			平衡機能障害		1～5級の方
	肢体不自由		上肢		1級または2級の方
			下肢		1～6級の方
			体幹		1～5級の方
	脳原性運動 機能障害		上肢機能		1級または2級の方
			移動機能		1～6級の方
	心臓機能障害		1～4級の方		
	腎臓機能障害		1～4級の方		
	呼吸器機能障害		1～4級の方		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		1～4級の方		
	小腸機能障害		1～4級の方		
	肝臓機能障害		1～4級の方		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級の方				
知的障害者	療育手帳所持者で障害程度欄がAの方	療育手帳			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級2級の方	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証			
高齢者等 (40～64歳の要介護認定者を含む)	介護保険の要介護状態区分が要介護1～5の方	介護保険被保険者証			
妊産婦	母子健康手帳を取得してから産後1年までの方。多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの方。	母子健康手帳。多胎については、多胎児の人数分の母子健康手帳。			
その他のけが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方	医師の診断書			

★市内協力施設一覧は次のとおりです。

(令和8年4月現在)

施設名	住所	車椅子利用者優先区画 (幅3.5m以上)	障害者等用駐車区画 (幅2.5m程度)
高岡土木センター水見土木事業所	水見市朝日丘9-24	0	1
水見警察署	水見市窪300	1	0
金沢医科大学水見市民病院	水見市鞍川1130番地	3	9
水見市いきいき元気館	水見市中央町12番21号	2	4
水見市海浜植物園	水見市柳田3583	2	0

氷見市教育文化センター	氷見市本町 4 番 9 号	1	0
氷見市漁業文化交流センター	氷見市中央町 7 番 1 号	4	0
氷見市潮風ギャラリー	氷見市中央町 3 番 4 号	1	0
ひみ獅子舞ミュージアム	氷見市泉 760 番地	2	0
氷見市ふれあいスポーツセンター	氷見市鞍川 43 番地 1	2	2
氷見市民プール・トレーニングセンター	氷見市大浦 6 番地 1 号	2	1
氷見市役所	氷見市鞍川 1060 番地	3	3
富山銀行 氷見支店	氷見市比美町 9-5	0	1
北陸銀行 氷見支店	氷見市本町 16-19	1	0
旧氷見市立明和小学校（明和地域づくり協議会）	氷見市谷屋 19 番地	0	2
大阪屋ショップ氷見店	氷見市柳田 1166	2	0
ケースデンキ 氷見店	氷見市柳田 1505	1	0
セブンイレブン氷見加納店	氷見市加納 206-1	0	1
氷見郵便局	氷見市丸の内 11-28	1	0

[申請に必要なもの]

- 交付申請書（福祉介護課窓口で配布。県の HP でダウンロードも可能。）
- 確認書類（前ページの表の「確認書類」欄をご覧ください）

[利用証と協力駐車区画表示の種類]

▼無期限用



▼有効期限あり用



▼車椅子使用者優先区画（幅 3.5m以上）案内表示



▼障害者等用区画（幅 2.5m程度）案内表示



※利用証をルームミラーにかけて、車外から見えるように掲示してください。

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

**(7) 行事・活動の紹介について**

- ① 富山県身体障害者福祉協会、氷見市身体障害者協会ではさまざまな活動を行っています。

行 事 名	主 催	窓 口	実施時期
ス ポ ー ツ 関 係			
フライングディスク教室	氷見市	市協会	4月～3月
富山県障害者スポーツ大会 (水泳、陸上、フライングディスク、卓球)	富山県	市協会	4、5、9、 11月頃
氷見市障害者スポーツ大会	氷見市	市協会	10月頃
保 養 ・ 旅 行			
身体障害者歩行会	県協会	市協会	8月頃
リハビリ教室	県協会	市協会	6、10月頃
ボーリング大会	市協会	市協会	11月頃
家族交流の集い	市協会	市協会	2月頃
そ の 他			
健康指導教室 (料理、テーブルマナー、フラワーアレンジメント)	県協会	市協会	5、10、 12月頃
障害者アート作品展 in 富山	県協会	市協会	9月頃
ボランティアとの交流会	県協会	市協会	7、11月頃

県協会：富山県身体障害者福祉協会  
市協会：氷見市身体障害者協会

※令和8年度の詳しい内容・日程などは窓口の市協会にお問い合わせ下さい。

**【問い合わせ】 氷見市身体障害者協会 ☎91-1846 (布尾会長方)**

- ② 手話教室

場 所	氷見市役所 (氷・鞍川)
参加者	聴覚障害者、手話に興味のある方

※詳しい内容・日程などは市福祉介護課にお問い合わせ下さい。

**【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113**

## 11 介護保険について

介護保険は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）が加入する社会保障制度です。

### 介護保険のサービスを利用できるのは…

- 65歳以上の方  
寝たきりや認知症、虚弱などで介護又は支援が必要という認定を受けた方
- 40歳から64歳までの医療保険加入者  
老化に伴う特定疾病が原因で、寝たきりや認知症、虚弱になり、介護又は支援が必要という認定を受けた方

### [特定疾病]

- 1 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【窓口】 氷見市福祉介護課 介護保険担当 ☎74-8066

## 12 税の控除と減免について

障害者に対して、次のような税制上の特別措置があります。

### (1) 所得税及び市・県民税等について

税の種類	内	容	控除金額・措置
所得税	障害者控除	次のいずれかに該当する方がいる場合など <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳3～6級</li> <li>・療育手帳B</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳2・3級の発行を受けている方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方</li> </ul>	27万円 (所得控除)
	障害者控除 (特別障害者)	次のいずれかに該当する方がいる場合など <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の発行を受けている方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも病床において複雑な介護を受けなければならない方</li> </ul>	40万円 (所得控除)
	障害者控除 (同居特別障害者)	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません	75万円 (所得控除)
市・県民税	障害者控除	次のいずれかに該当する方がいる場合など <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳3～6級</li> <li>・療育手帳B</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳2・3級の発行を受けている方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方</li> </ul>	26万円 (所得控除)
	障害者控除 (特別障害者)	次のいずれかに該当する方がいる場合など <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の発行を受けている方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも病床において複雑な介護を受けなければならない方</li> </ul>	30万円 (所得控除)
	障害者控除 (同居特別障害者)	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、同居を常としている方がいる場合	53万円 (所得控除)
	分離課税とされる退職所得を除く前年中の合計所得が135万円以下		

相続税	身体障害者又は知的障害者又は精神障害者が相続や遺贈により財産を取得した場合	85歳までの1年につき10万円（特別障害者の場合20万円）
贈与税	一定の信託契約に基づいて障害者の方を受益者とする財産の信託があった場合	信託受益権のうち、特別障害者の方は6,000万円まで、特別障害者以外の方は3,000万円まで非課税
事業税	両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。）が0.06以下の視力障害者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業	課税対象外
		所得が314万円以下： 12,000円
	身体障害者本人が営む事業の事業所得の区分に応じ、右の額を上限として減免 ※減免には県への申請が必要です （申請は納期限まで）	所得が314万円を超え332万円以下： 10,000円
		所得が332万円を超え350万円以下： 9,000円
	特別障害者又は扶養している特別障害者1人につき、事業税の税率に応じ右の額を上限として減免 ※事業所得が1,000万円を超える方は減免となりません ※減免には県への申請が必要です （申請は納期限まで）	税率が5%： 40,000円
		税率が4%： 32,000円
税率が3%： 24,000円		

【問い合わせ】 市・県民税（氷見市税務課） ☎74-8043  
 事業税（富山県総合県税事務所） ☎076-444-4506  
 所得税、相続税、贈与税（高岡税務署） ☎21-2501

**(2) 自動車税について**

身体障害者が自ら使用する自動車、身体障害者等のために生計を一にする者が使用する自動車又は単身で生活する身体障害者等のために常時介護する者が使用する自動車にかかる自動車税（年税額:上限43,500円※）は申請により減免することができます。（18歳以上の身体障害者は、原則として本人名義の所有又は取得とします。18歳未満の身体障害者、精神障害者又は知的障害者は、生計を一にする者の名義の所有又は取得を含みます。）

※令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自家用乗用車については、減免上限額は45,400円となります。

★減免の対象となる障害の等級は次表のとおりです。

障害の区分		本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護者が運転する場合	
身体障害者手帳	視覚障害	1～5級		
	聴覚障害	2級、3級		
	平衡機能障害	3級、5級		
	音声・言語・そしゃく機能障害	3級		
	肢体不自由	上肢	1級、2級	
		下肢	1～6級	1～3級
		体幹	1～3級、5級	1～3級
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1級、2級
	移動		1～6級	1～3級
	内部	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸・免疫・肝臓	1～3級	
療育手帳		A又はB（Bは、小学校就学の始期に達するまでの児童に限る）		
精神障害者保健福祉手帳		1級		

○上記の内容は、富山県税条例等に基づいたものです。

【問い合わせ】 富山県総合県税事務所 自動車税センター ☎076-424-9211  
〈自動音声案内〉

### (3) 軽自動車税について

自動車税とほぼ同様の減免制度があります。

★減免の対象となる障害、車の所有者は次表のとおり。

障害の区分		本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護者が運転する場合	車検証に記載してある所有者（所有権留保の場合は使用者）	
身体障害者	視覚障害	1 ～ 5級		18歳以上の場合 ⇒本人  18歳未満の場合 ⇒本人または生計を一にする方	
	聴覚障害	2級、3級			
	平衡機能障害	3級、5級			
	音声・言語機能障害	3級			
	肢体不自由	上肢	1級、2級		
		下肢	1 ～ 6級		1 ～ 3級
		体幹	1～3級、5級		1 ～ 3級
	内部	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢		1級、2級
			移動		1 ～ 6級
		心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	1級、3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	1 ～ 3級			
知的障害者		療育手帳 重度「A」 療育手帳 中・軽度「B」の未就学児童（小学校就学の始期に達するまでの児童に限る）		本人または生計を一にする方	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級（通院医療費の公費負担番号の記載のあるものに限る）			

※ 戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障害があれば対象になります。

[申請に必要なもの]

- 軽自動車税減免申請書
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 車検証、運転免許証
- 証明書（通院証明書、通学証明書、常時介護証明書等）  
（障害者本人以外の方が運転し、初めて申請する場合のみ必要です。）

注) (2)(3)合わせて障害者1人につき1台に限り、事業用は除く。

【窓口】 氷見市税務課 ☎74-8041

#### (4) 「マル優」及び「特別マル優」制度について

身体障害者手帳等の交付を受けている方や障害年金を受けている方など一定の要件を満たす方は、一定の手続を要件に「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」(マル優) および、「障害者等の少額公債の利子の非課税制度」(特別マル優) をご利用になれます。

預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など (マル優)	350万円
利付国債、公募地方債 (特別マル優)	350万円

【問い合わせ】 郵便局・各金融機関

## 13 公共料金の割引等について

### (1) JRの旅客運賃割引について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に“第1種”及び“第2種”と記載されている方は次に定める範囲で運賃が割引になります。

区 分	条 件	割 引 範 囲	割引率
<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種身体障害者</li> <li>療育手帳A</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul>	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券回数券、普通急行券	50%
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2種身体障害者</li> <li>療育手帳B</li> <li>精神障害者保健福祉手帳2級、3級</li> </ul>	単独に乗車する場合	片道100kmを超えるときの普通乗車券	50%
<ul style="list-style-type: none"> <li>12歳未満の第2種身体障害者</li> </ul>	介護者とともに乗車する場合	介護者1名の通勤定期乗車券	50%

- 注) 1) グリーン券、特急券等は割引されません。  
 2) 第2種身体障害者とは第1種身体障害者以外(表1参照)  
 3) 精神障害者保健福祉手帳(顔写真貼付のもの)をお持ちの方について: 令和7年1月以前に交付された手帳には「第1種」「第2種」の割引種別の記載がありません。有効期限内の手帳をお持ちの方は、福祉介護課の窓口で割引スタンプを押しますので、手帳をお持ちください。また、ご利用当日に手帳の有効期限が満了している場合は、割引されません。

(表1) 第1・2種身体障害者の範囲

障害の区分		第1種(本人及び介護者)	第2種(本人)	
身 体 障 害 者	視覚障害	1~3級、4級の1	4級の2、3、5級、6級	
	聴覚障害	2級、3級	4~6級	
	平衡機能障害	—	3~5級	
	音声・言語又はそしゃく機能障害	—	3~4級	
	肢 体 不 自 由	上肢	1級、2級の1、2	2級の3、4、3~6級
		下肢	1級、2級、3級の1	3級の2、3級の3、4~6級
		体幹	1~3級	5級
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1級、2級
	移動		1~3級	4~6級
	内 部	心臓・腎臓・呼吸 小腸・免疫・肝臓	1~4級	—
ぼうこう・直腸		1~3級	4級	

## (2) 航空運賃（国内）の割引について

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（顔写真の貼付のもの）の交付を受けた方が国内航空会社の国内線を利用される場合、航空運賃が割引になります。搭乗券を購入されるときに手帳を提示してください。

※一部の航空会社の定期航空路線の国内線で適用されます。

※精神障害者保健福祉手帳は、顔写真付きのものがが必要です。

また、ご搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合にはご搭乗いただけません。

※航空会社、路線により割引率や割引範囲等は異なります。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

## (3) 私鉄（バス・電車）運賃の割引について

JRの割引制度とほぼ同様で、乗車距離に関係なく50%の割引制度があります。身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳（顔写真の貼付のもの）の提示が必要です。

※定期乗車券は割引率が異なる場合があります。

※詳細は各社へお問い合わせください。

〈実施事業者〉 鉄道（富山地方鉄道、富山ライトレール、万葉線、あいの風とやま鉄道）  
路線バス（富山地方鉄道、加越能バス）

## (4) タクシー運賃の割引について

本人が、単独または介護者と乗車区間を同一にし、かつ身体障害者手帳、療育手帳又は、精神障害者保健福祉手帳（顔写真の貼付のもの）を提示した場合には、運賃が10%引となります。

## (5) 有料道路通行料金の割引について

身体・療育手帳をお持ちの方に有料道路（一部有料道路を除く）の利用料金が50%割引になる制度があります。割引を適用するには、市福祉介護課窓口又はオンラインにて事前申請が必要です。

（令和8年4月現在）

対象者	①本人自ら運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けている方 （等級制限なし）
	②介護者が運転する場合	第1種身体障害者 療育手帳Aの交付を受けている方
対象となる車	身体障害者手帳の交付を受けている又は障害者と生計を一にする方が所有する乗合自動車（営業用の自動車、軽トラ等は除く）	

### ※ETCを利用する場合

原則、障害者本人のカードが必要です。また、登録できる自動車は障害者の方お一人につき1台です。

カード取得に当たっては、各カード会社等にお問い合わせください。

[申請に必要なもの]

- 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 自動車検査証、自動車検査証記録事項
- 運転免許証（新規で障害者本人が運転する場合のみ）

<ETCを利用になる場合は下記のものも必要です>

- ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
- ETCカード（障害者本人名義のもの。）  
（ただし、20歳未満の重度の障害者の方で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ、障害者本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象。）

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

【有料道路障害者割引オンライン申請ETC限定】

<https://www.expressway-discount.jp>



## (6) NHK放送受信料の減免について

次に該当する方は、放送受信料が減免されます。

区 分	対 象 者
全額免除	<p><b>次の条件すべてに該当する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている（等級制限なし）</li> <li>○ 世帯員全員が市民税非課税</li> </ul>
半額免除	<p><b>世帯主が以下のいずれかに該当する場合</b></p> <p>※世帯主が契約者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視覚・聴覚障害者（等級制限なし）</li> <li>○ 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 } の交付を受けている</li> <li>○ 重度の戦傷病者（特別項症～1款症）</li> </ul>

※既に減免を受けておられる方についても、年度毎に条件の確認を行っており、減免が廃止となる場合があります。

[申請に必要なもの]

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳
- 放送受信料免除申請書（福祉介護課窓口で配布）
- 印鑑

【窓口】 氷見市福祉介護課 障害者支援担当 ☎74-8113

## (7) 携帯電話基本使用料の割引について

障害者手帳の交付を受けている方に、携帯電話基本使用料等の割引制度があります。ただし、各携帯電話事業者によって割引率等が異なりますので、詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

### (8) NTT 無料番号案内について

NTTの電話番号案内を無料でご利用いただけます（事前登録必要）。詳しくは、NTTまでお問い合わせください。

手 帳	種 類	等 級
身体障害者手帳	視覚障害	1 ～ 6級
	肢体不自由 （上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2級
	聴覚障害	2～4級、6級
	音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害	3、4級
療 育 手 帳	A 、 B	
精神障害者保健福祉手帳	1 ～ 3級	
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第6項症
	肢体不自由（上肢）	特別項症～第2項症
	聴覚障害	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害	第1項症、第2項症 第4項症

### (9) 郵便料金の減免について

障害や郵便物の種類に応じて郵便料金の減免が受けられる場合があります。詳しくは、郵便局までお問い合わせください。

### (10) 市内の施設の入場料等の減免について

氷見市民プール・トレーニングセンター、ふれあいスポーツセンターの使用料が次のような方は全額免除になります。

区 分	対 象 者
全額免除	身体障害者手帳 全等級及び介護者 1名
	療育手帳 全等級及び介護者 1名
	精神障害者保健福祉手帳 全等級及び介護者 1名

※ 個人利用のみ

※ ご利用ごとに手帳の提示が必要です。

【窓口】 氷見市民プール・トレーニングセンター  
 （氷、大浦 6-1） ☎91-5000  
 氷見市ふれあいスポーツセンター  
 （氷、鞍川 43-1） ☎74-8500

(11) 県立施設の観覧料等の減免について

文化施設等

施設名	内容	金額
富山県美術館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者及び付添者	観覧料 全額免除
立山博物館	同上	観覧料 全額免除
立山カルデラ砂防博物館	同上	観覧料 全額免除
中央植物園	同上	入園料 全額免除
県民会館分館 (内山・金岡邸)	同上	見学料 全額免除
水墨美術館	同上	観覧料 全額免除
高志の国文学館	同上	観覧料 全額免除

詳しくは各施設へお問い合わせください。

体育施設等

施設名	内容	金額
富山県国際健康プラザ (健康スタジアム)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者及び介助者※2	利用料金 全額免除
富山県総合運動公園※1 富山県五福公園 富山県空港スポーツ緑地 県民公園太閤山ランド 富山県総合体育センター※1 富山県西部体育センター※1 富山県高岡総合プール※1 県営富山弓道場※1 県営富山武道館※1 県営高岡武道館※1 富山県漕艇場 富山県上市カヌー競技場 富山県福光射撃場※1	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者	利用料金 全額免除
富山県ゴルフ練習場 (シティゴルフとやま)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者	ボール貸出 料金無料

※1 専用利用以外等条件がある場合があります

※2 介助者にかかる取扱いの詳細については施設ホームページ等でご確認ください

詳しくは各施設等へ確認の上、ご利用ください。

## 14 福祉関係機関・団体

### (1) 障害者関係団体

障害のある人たちが集まり、様々な行事や事業を行っています。

団 体 名
氷見市身体障害者協会
氷見市手をつなぐ育成会

※ 各団体の代表者氏名、連絡先は、福祉介護課障害者支援担当（電話 74-8113）へお問い合わせください。

### 市 外

名 称（電話番号）	所 在 地	事 業 内 容
富山県身体障害者福祉協会 (076-432-6331)	富山市安住町 5-21	身体障害者の協会、県福祉バス等
富山県視覚障害者協会 (076-425-6761)	富山市磯部町 3-8-8	視覚障害者の協会、点字図書の貸出等
富山県聴覚障害者協会 (076-441-7331)	富山市木場町 2-21	聴覚障害者の協会、手話通訳等
富山県手をつなぐ育成会 (076-441-7161)	富山市安住町 5-21	知的障害者の協会

### (2) 障害関係ボランティア団体

障害者のためにさまざまな活動がなされています。

団 体 名	活 動 内 容
なみの会	視覚障害者のための広報の録音テープ作成
さくら会	手話サークル、手話活動

【窓口】 氷見市ボランティア総合センター ☎74-1800

### (3) 福祉の店

#### 福祉の店 はーとふる安靖

- \* 障害者に就労機会や職業体験の場を提供するために平成21年10月から福祉の店として開設されました。ここでは、障害者が販売員として活動しています。
- \* 活動 竹製品、木工品、手作り小物など障害者福祉施設で制作した商品を販売  
カフェ（コーヒー、ジュースの販売）  
※ 随時、作品展示や竹細工教室を開催
- \* 営業時間 月曜日～金曜日 10時～15時
- \* 定休日 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、夏季休業(8/14～8/16)
- \* 所在地 氷見市比美町7番2号
- \* 問い合わせ ☎0766-72-5626

#### Connect Shop タブの木

- \* 市内の各福祉事業所から商品を持ち合い、共同で販売しているお店です。皆様のご来店をお待ちしています。
- \* 活動 お弁当類、焼き菓子、飲み物、手芸品を販売  
季節により農作物等を販売
- \* 営業時間 月曜日～金曜日 11時～13時30分  
(開店時間は前後する場合があります)
- \* 定休日 土日、祝日、年末年始休業、お盆休業、木曜(不定)
- \* 所在地 氷見市鞍川1060番地(氷見市役所内)
- \* 問い合わせ 氷見市障害者福祉事業所物品販売等促進連絡会  
事務局 氷見市幸町4574番地  
☎0766-54-0530 (NPO法人bーらいふ内)



級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又はそ しゃく機 能の障害	肢体不自由				内部機能障害							
		聴覚障害	平衡機 能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		心臓機能 障害	じん臓機能障 害	呼吸器機能 障害	ぼうこう又は 直腸機能障害	小腸機能 障害	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫機能障害	肝臓機能 障害
								上肢機能	移動機能							
一級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
二級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 3 一上肢をおや指及びひとさし指を欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ちあがるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
三級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(二級の2に該当するものを除く) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
四級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢の全ての指を欠くもの 2 両下肢の全ての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
五級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視野点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
六級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話が理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							

備考 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

# 障害のある人にかかわるマーク

内閣府ホームページ「障害者に関するマークについて」参照

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b></p>  <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク</p>	<p><b>身体障害者標識 ※</b></p>  <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク</p>	<p><b>聴覚障害者標識 ※</b></p>  <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク</p>
<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b></p>  <p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク</p>	<p><b>耳マーク</b></p>  <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク</p>	<p><b>ほじょ犬マーク</b></p>  <p>身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマーク</p>
<p><b>オストメイトマーク</b></p>  <p>人工肛門・人工膀胱を増設している人（オストメイト）のための設備があることを表したマーク</p>	<p><b>ハート・プラス マーク</b></p>  <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表したマーク</p>	<p><b>障害者雇用支援マーク</b></p>  <p>障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク</p>
<p><b>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</b></p>  <p>白杖を頭上50cm程度に掲げた視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというマーク</p>	<p><b>ヘルプマーク</b></p>  <p>外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク</p>	<p>※ 身体障害者標識・聴覚障害者標識はホームセンターやカーショップ（店舗により取り扱っていない場合もあります。）、交通安全協会または運転免許試験場で購入できます。</p>

## 障害者の福祉ガイド

令和 8 年 6 月改訂

### 氷見市市民部福祉介護課

住 所                   〒935-8686 氷見市鞍川1060番地  
 電 話                   (0766)74-8113  
 F A X                   (0766)74-8060  
 Eメールアド`レス     fukushi@city.himi.lg.jp  
 ホ-ムペ`-ジアド`レス   <https://www.city.himi.toyama.jp>（氷見市）